

添田町立小中学校更新基本計画

令和3年3月

添田町教育委員会

目 次
— index —

第1章 基本計画策定のこれまでの経緯と目的

- 1-1 これまでの経緯（平成29年度から）と基本計画（案）策定の目的 1
- 1-2 基本計画策定にあたって 2

第2章 計画地の概要と現在の小学校・中学校の概要

- 2-1 計画地の概要 3
 - (1) 田川郡添田町の概要
 - (2) 計画地の選定と概要
- 2-2 現在の小学校・中学校の概要 6

第3章 法的条件の整理

- 3-1 計画地の法的条件 7
- 3-2 関係法令について 8
 - (1) 関係諸法令等
 - (2) 建築基準法・同施行令
 - (3) 都市計画法
 - (4) 福岡県福祉のまちづくり条例・同施行規則
 - (5) 消防法・同施行令
 - (6) 高齢者、身体障害者等の円滑化の推進に関する法律
 - (7) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
 - (8) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律

第4章 基本計画

- 4-1 計画理念・計画コンセプト 13
 - (1) 添田町が目指す子ども像
 - (2) 計画理念
 - (3) 小中連携の推進について
 - (4) 学校と地域の効果的な連携・協働の推進体制
 - (5) 計画コンセプト

目 次
— index —

4-2	計画所要室及び計画規模の検討	・ ・ ・ ・ 17
	(1) 計画所要室の計画方針	
	(2) 学級編成方針について	
	(3) 計画所要室一覧	
	(4) 各室計画規模の検討	
4-3	配置計画・除却計画・造成計画の検討	・ ・ ・ ・ 30
	(1) 配置計画の方針	
	(2) 除却計画の方針	
	(3) 造成計画の方針	
4-4	平面計画の検討	・ ・ ・ ・ 34
	(1) 施設構成の方針	
	(2) 基本計画平面案	
4-5	断面計画の検討	・ ・ ・ ・ 43
	(1) 基本計画断面案	
4-6	構造計画の検討	・ ・ ・ ・ 44
	(1) 構造計画の基本方針	
4-7	設備計画の検討	・ ・ ・ ・ 46
	(1) 設備計画の基本方針	
	(2) 電気設備計画	
	(3) 機械設備計画	
4-8	その他の検討	・ ・ ・ ・ 48
	(1) 地域利用・コミュニティスクールについて	
	(2) スクールバスの運営方針について	
	(3) 廃校跡地の活用について	
	(4) 省エネルギー・環境学習機能について	
	(5) 内装木質化について	
	(6) 防災性・避難所機能強化について	
	(7) コスト縮減手法の検討	
	(8) 補助金等の活用について	

目 次
— index —

第5章 概算事業費および事業スケジュール	
5-1 概算事業費について	・ ・ ・ ・ 61
5-2 事業スケジュールについて	・ ・ ・ ・ 62
5-3 基本設計に向けた課題点の整理	・ ・ ・ ・ 63
5-4 開校時期について	・ ・ ・ ・ 64

第1章 基本計画策定のこれまでの経緯と目的

1-1. これまでの経緯(平成 29 年度から)と基本計画(案)策定の目的

添田町は、現在、小学校 5 校、中学校 1 校を設置しています。添田町教育委員会では、学校の設置に関し、平成 29 年度に、小学校 5 校を 1 校に統合し新たな学校を建設すること、中学校も同一敷地内に建設すること、そえだサン・スポーツランドに建設すること、平成 34 年 4 月 1 日に開校することとした「添田町立小学校統合基本計画(案)」を作成し、各小学校区で説明会を行いました。

しかし、統合による地域コミュニティに対する不安や子どもたちの学力・通学の問題や統合に反対する意見も多く、この問題については様々な意見を聞きながら進めていく必要があることから、平成 30 年度に、統合の是非を早急に語るのではなく、統合の時期については白紙とした上で、統合する・しない場合のメリット・デメリット、統合に関わらず地域をどう活性化していくかなど、地域の皆さんとともに語り合う場として「添田町立小学校の明日を考える会」を各地区延べ 13 回にわたって実施しました。

添田町教育委員会では、こうした明日を考える会で出された様々な意見を真摯に受け止めたうえで、教育的観点、校舎の維持管理の観点、財政的観点、まちづくりの観点等を総合的に考え検討し、小学校については、5 校を 1 校に統合し、新しい学校を設置すること、建替えと改修の両方を検討すること、場所は、原則、町有地とすること、中学校校舎については、建替え又は改修による更新を行うこと、場所は、原則、町有地とすること、具体的な手法、場所、経営方針等は、今後策定する基本計画で定めること、基本計画の策定方法については、保護者・地域の代表者等の意見を聞いたうえで策定していくこととする「添田町立小学校統合及び中学校校舎更新基本方針」を令和元年 12 月に策定しました。

この基本方針により、令和 2 年度において、保護者、地域住民代表、学校関係者からなる「添田町立小中学校更新基本計画(案)策定協議会」を設置し、より良い学校となるよう意見を聴取し「添田町立小中学校更新基本計画(案)」を策定するものです。

1-2. 基本計画策定にあたって

本計画は、令和元年12月に策定された「添田町立小学校統合及び中学校校舎更新基本方針」に基づき、「添田町立小中学校更新基本計画（案）策定協議会」を設置し、以下の各課題について協議会における意見を踏まえ、基本計画内容に反映します。

■教育関連

- ・教育目標の設定
- ・小中連携に関する方針
- ・コミュニティスクールの実施検討
- ・学級編制方針
- ・地域とのつながり
- ・スクールバスの運営方針

■建設関連

- ・建設場所の決定
- ・全体配置、教室、体育館、駐車場など必要な種類、広さ、形状などの決定
- ・設備の整備方針
- ・廃校となる跡地の活用
- ・今後のスケジュール
- ・概算費用の算定 など

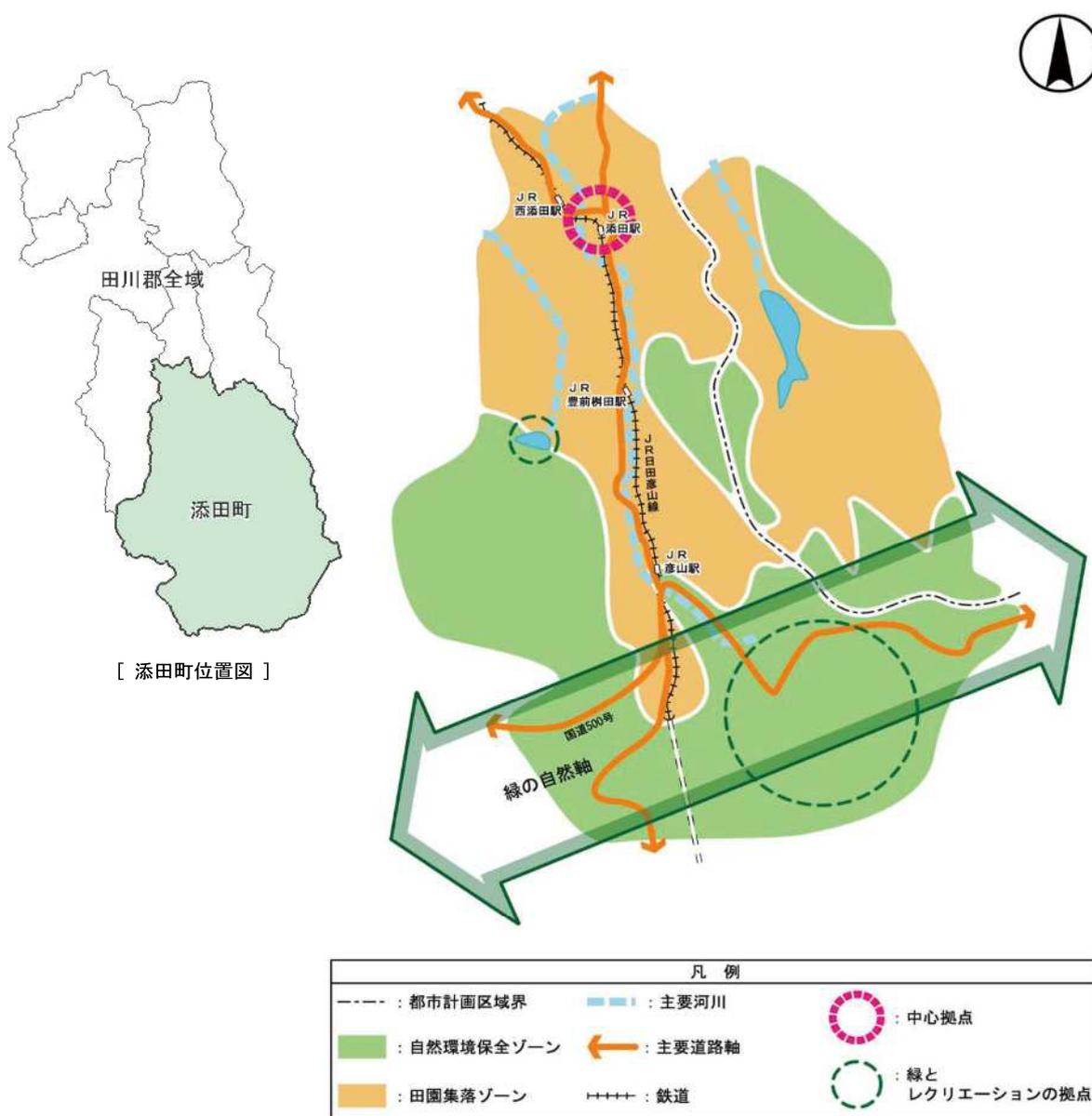
第2章 計画地の概要と現在の小学校・中学校の概要

2-1. 計画地の概要

(1) 田川郡添田町の概要

添田町は福岡県の東南部に位置し、南部は北部九州の最高峰英彦山や鷹巣山を境に大分県日田市、中津市と接しています。西部は釈迦ヶ岳、大日ヶ岳、戸谷ヶ岳などの山系をもって、朝倉郡東峰村および嘉麻市、田川郡川崎町と接しています。

東西 13 km、南北 16 km で総面積 132.20 平方 km と県下でも屈指の広大な面積を有しています。地勢は、南部を中心とした山間地帯、中部の山麓地帯によって占められ、北部の平坦地に、人口の 70% が集中しており、町の経済、文化、行政、交流等の中心となっています。



[添田町都市計画マスタープランH16より]

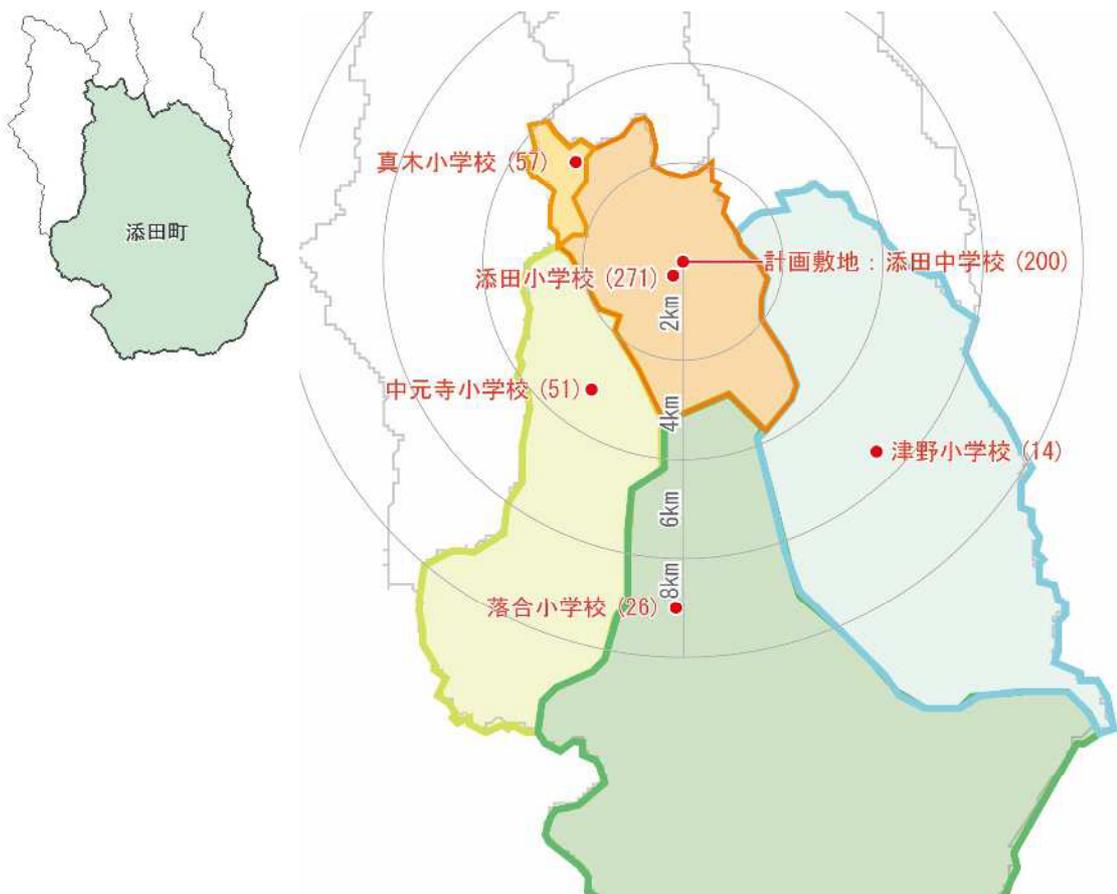
(2) 計画地の選定と概要

計画地は、小中学校の校舎・グラウンドが計画可能な広さを有し、速やかに造成等の着手が出来る町有地として現添田中学校の敷地を選定します。

また「添田町立小中学校更新基本計画（案）策定協議会」の中で計画地の一部として検討を行っていた添田町体育館敷地と添田公園駐車場敷地は、都市公園として指定されており、学校用地として使用する場合、都市公園法に基づく代替地の確保が必要であるため、本計画においては計画敷地から除きます。

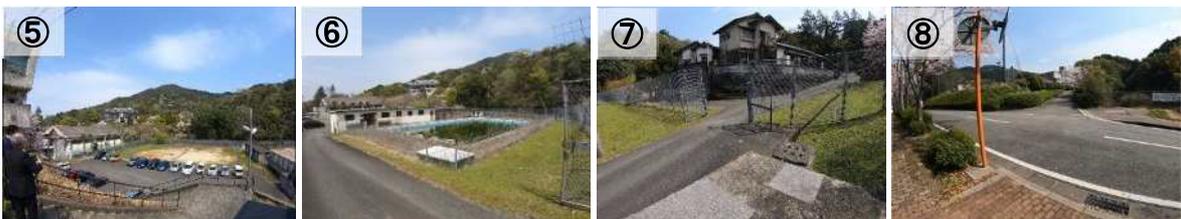
■各校区と計画地について

町の中心部であり、児童数が最も多い添田小学校の近隣である添田中学校を計画地とし、町内の5つの小学校の統合と中学校校舎の建替えを行い、校舎併設型の小中連携校として計画します。



[校区内の小学校の位置と生徒児童数]

■ 計画敷地と周辺情報



- ① 遊歩道：敷地東側の川沿いに遊歩道が整備されています。
 - ② グラウンド：校舎北側に広い運動場・野球場が整備されています。
 - ③ 運動施設：グラウンド、プール、体育館、テニスコート等が整備されています。
 - ④ 校舎：グラウンドから約 9m 程度高い位置に建設されています。
 - ⑤ 駐車場・テニスコート：グラウンドから約 3m 程度高い位置に整備されています。
 - ⑥ 南側道路：敷地南側に幅員の狭い道路があります。
 - ⑦ 北側道路：敷地北側の二車線の道路が敷地内への出入口となっています。
 - ⑧ 添田公園駐車場：敷地北側に添田公園（都市公園）の駐車場が整備されています。
- ※計画敷地周辺には、添田町体育館、添田町武道館、ふれあいの館そえだジョイ等の施設があります。

2-2. 現在の小学校・中学校の概要

令和元年の時点で、添田小学校は各学年 40～50 名程度となっており、真木小学校、中元寺小学校は 10 名前後、落合小学校は 10 名未満、津野小学校は 5 名未満となっています。

また、添田中学校は各学年 60～80 名程度となっています。

児童・生徒数は、近年にかけて全体的に減少傾向となっています。

○町内の各学校児童数と学級数の変遷

年度	添田小学校		中元寺小学校		落合小学校		真木小学校		津野小学校		添田中学校	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
26 年	320	14	50	7	33	7	48	7	17	5	250	11
27 年	304	14	48	7	30	7	48	7	18	5	238	11
28 年	314	14	50	7	31	7	51	7	16	5	212	10
29 年	302	14	50	7	33	6	58	7	16	5	214	10
30 年	284	14	49	8	31	6	52	8	13	4	203	9
31 年	276	14	51	8	31	6	56	8	13	4	217	11

*各年度の 2 月 1 日現在

*学級数は特別支援学級を含む（津野中学校と英彦中学校は平成 22 年 3 月 31 日閉校）

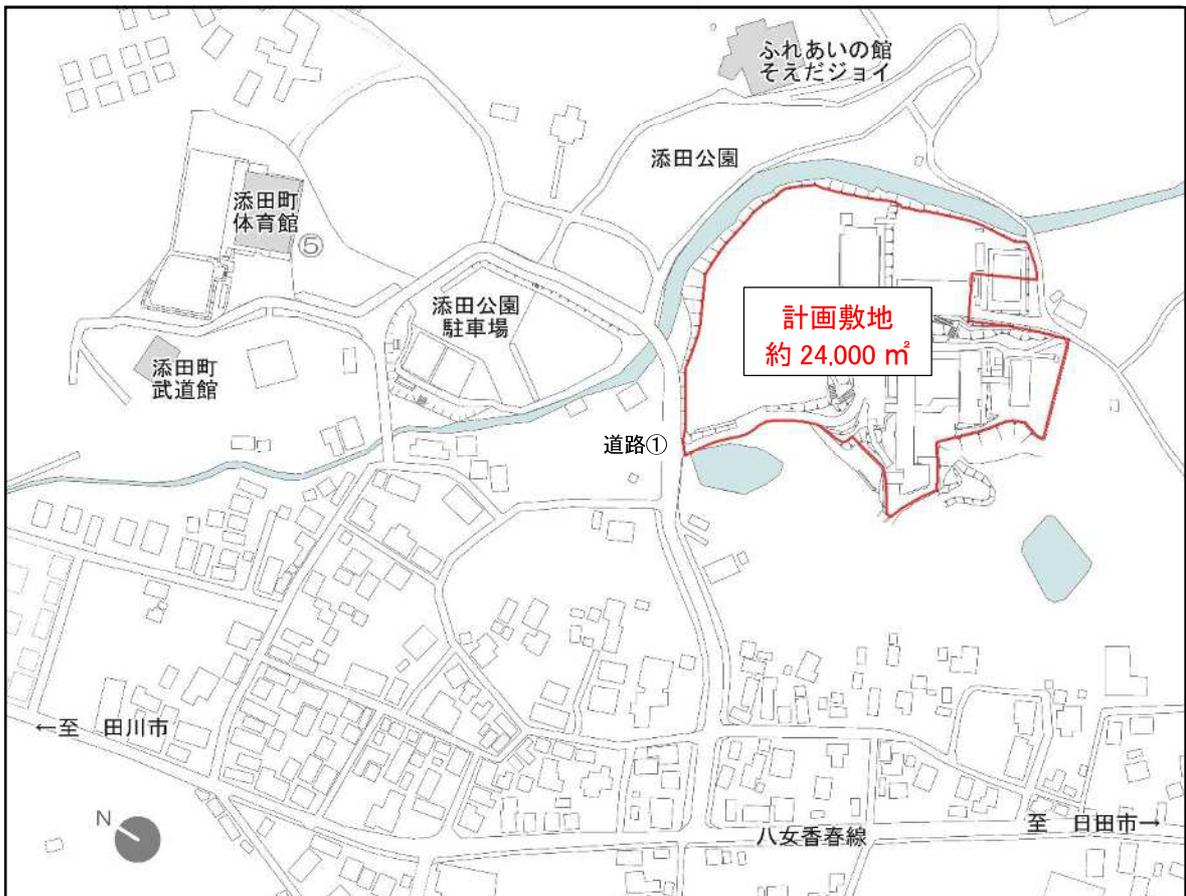
○町内の学校の建築年度

名称	添田小学校	中元寺小学校	落合小学校	真木小学校	津野小学校	添田中学校
建設年度	昭和 50～52 年	昭和 56 年	昭和 55 年	昭和 54 年	昭和 46 年	昭和 47～48 年

第3章 法的条件の整理

3-1. 計画地の法的条件

- 所在地 : 福岡県田川郡添田町大字添田 1605
- 敷地面積 : 敷地面積 : 約 24,000 m²
- 用途地域 : 都市計画区域 (非線引き都市計画区域)
用途地域指定なし
- 容積率 : 200%
- 建蔽率 : 70%



3-2. 関係法令について

- ・各関係法令については、設計時に関係部署と再度協議を行うこととします。

(1) 関連諸法令等

<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育法 ・小学校設置基準 ・中学校設置基準 ・建築基準法・施行法令 ・消防法 ・高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律 (バリアフリー新法) ・義務教育諸学校施設費国庫負担法等 ・防衛施設周辺防音事業補助金交付要綱 ・文部科学省「中学校設置整備方針」及び「子供達の未来を拓く学校施設整備実施要領」 ・福岡県福祉のまちづくり推進条例 ・エネルギー使用の合理化に関する法律 ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律 ・その他諸法令、諸基準および指導要領
--

(2) 建築基準法・同施行令

項目	法令等条文番号	問題点の有無・関連内容の要約	備考
道路	建法42条	北側道路 幅員 7m (道路①)	—
用途地域	建法48条	無指定地域	—
建築物の用途	建法48条 別表2(は)ー1	別表2(い)ー4の学校に属する。	—
容積率	建法52条	200%	—
建蔽率	建法53条	70%	—
道路斜線	建法56条 別表3(は)	1.25の斜線規制検討。 道路の反対側の境界線から水平距離 20mまでの範囲。	—
隣地斜線	建法56条	1.25の斜線規制に20mを加えた高さ。	—
北側斜線	建法56条	適用なし	—
日影規制	建法56条の2	適用なし	—
防火指定	建法61～62条	適用なし	—

(2) 建築基準法・同施行令(続き)

項目	法令等条文番号	問題点の有無・関連内容の要約	備考
特殊建築物	建法27条 建法35条 施工令 107 条	耐火建築物 避難施設(廊下、階段、出入口) 消火施設、排煙設備、非常用照明装置、施設内通路を避難上、消火上支障のないようにする。	—
居室の採光・換気	建法28条 建法28条	採光:床面積の1/5以上の採光面積。 ※緩和基準(照明設備200lx以上)により 教室:1/7、音楽室:1/10とすることができる。(告示S55第1800号) その他の居室:1/10 換気:居室床面積の1/20以上の面積	—
天井高	建令21条	2.1m以上	—
階段	建令23条 建令24条 建令120条 建令121条	(小学校) 階段及び踊り場の幅 140cm以上。 蹴上寸法 16cm以下 踏面寸法 26cm以上 階高3m以内ごとに踊り場の設置。 直通階段の設置距離 50m以下。 (緩和基準により60m以下) 2以上の直通階段の設置必要。	—
廊下	建令119条	廊下幅員:両側居室の場合 2.3m 片側居室の場合 1.8m	—
敷地内通路 防火区画	建令128条 建令112条	1.5m以上確保。 耐火建築物 面積区画1,500㎡毎、 竪穴区画	—
114条区画	建令114条	防火上主要な間仕切壁については 耐火構造とする。	—
内装制限	建法35条の2 建令128条の4	学校は制限なし。 ただし、2層吹抜けの防火区画内不燃。 採光上、排煙上無窓居室の場合、及び 火器使用室は準不燃以上とする。	—

(2) 建築基準法・同施行令(続き)

項目	法令等条文番号	問題点の有無・関連内容の要約	備考
非常用進入口	建令126条の6 建令126条の7	非常用進入口に代わる窓の設置。 (3階以上)	—
排煙設備	建法35条 建令126条の2 建令126条の3	建令126条の2-1-2 学校等に属し不要。	—
非常用照明	建法35条 建令126条の4 建令126条の5	建令126条の4-1-3 学校等に属し不要。	—
避雷設備	建法33条 建令129条の14 建令129条の15	建物高さが20mを超える場合必要。	—

(3) 都市計画法

項目	法令等条文番号	問題点の有無・関連内容の要約	備考
開発行為の許可	都計法29条	土地の区画形質の変更が3000㎡以上 (非線引き都市計画区域)	—

(4) 福岡県福祉のまちづくり条例・同施行規則

特定まちづくり施設に該当し、同条例の適用を必要とします。

出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、駐車場、案内表示、歩道等について各基準に従い、計画を行います。

項目	問題点の有無・関連内容の要約	備考
出入口	幅(開放時有効)80cm以上(直接地上に通じる出入口・EVのかご・昇降路の出入口を除く)。 直接地上に通じる出入口の幅(開放時有効)80cm以上。 戸は自動的に開閉する他車いす使用者が容易に開閉し 通過可能な構造とし、その前後に高低差なし。	—
廊下等	幅120cm以上。 50m以内ごとに車いすの転回に支障のない場所の設置。 戸は自動的に開閉する他車いす使用者が容易に開閉し 通過可能な構造とし、その前後に高低差なし。	—

(4) 福岡県福祉のまちづくり条例・同施行規則(続き)

項目	問題点の有無・関連内容の要約	備考
エレベーターおよび乗降ロビー	<p>(床面積2000㎡以上で階段が5以上に適用)</p> <p>利用居室、車いす使用者用便房、車いす使用者用駐車施設のある階に停止すること。</p> <p>かご・昇降路の出入口の幅(開放時有効)80cm以上。</p> <p>かごの奥行きは135cm以上。</p> <p>乗降ロビーは高低差なく、幅および奥行き150cm以上。</p> <p>かごおよび乗降ロビーに車いす使用者が円滑に利用可能な位置に制御装置の設置。</p> <p>かご内に、停止する予定の階、かごの現在位置を表示する装置の設置。</p> <p>乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置の設置。</p>	—
敷地内通路 (屋外)	<p>幅120cm以上。</p> <p>50m以内ごとに車いすの転回に支障のない場所の設置。</p> <p>戸は自動的に開閉する他車いす使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし。</p> <p>傾斜路は下記による。</p> <p>①幅120cm以上。</p> <p>②勾配1/20以下。</p> <p>③手すりの設置。</p> <p>④両側に側壁または立ち上がりの設置。</p> <p>⑤始点、終点に車いす使用者が安全に停止できる平坦な部分の設置。</p> <p>排水溝等を設けない。設ける場合は車いす使用者等の通行に支障のないもの。</p>	—
主要な階段	<p>手すりの設置。</p> <p>表面は粗面、または滑りにくい仕上げ。</p> <p>踏面の端部とその周囲との色の明度、色相または彩度の差が大きいことで段を容易に識別可能。</p> <p>段鼻の突き出しその他のつまづきの原因となるものを設けない構造。</p> <p>主たる階段は回り階段でないこと。階段の幅120cm以上。</p>	—
傾斜路	<p>幅120cm以上(階段に併設する場合90cm以上)。</p> <p>勾配 1/12以下。</p> <p>高さが75cmを超える場合は、75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設置。</p> <p>両側に側壁または立ち上がりの設置。</p> <p>始点、終点に車いす使用者が安全に停止できる平坦な部分の設置。</p>	—
便所	<p>次に掲げる基準に適合する便所を1以上設置(男女別は各1)</p> <p>・車いす使用者用便房を1以上設置。</p>	—

(5) 消防法・同施行令

項目	問題点の有無・関連内容の要約	備考
用途区分	小学校・中学校(施行令別表第1(七))	—
消火器具	必要(歩行距離20m以内に設置する。)	—
屋内消火栓	必要(延床面積1,400㎡以上で必要) ※主要構造部耐火構造(25m以内)	—
自動火災報知設備	必要	—
消防機関へ通報する 火災報知設備	必要(延床面積1,000㎡以上で必要) 固定電話にて対応	—
非常警備設備	非常放送設備は設置。 ※自動火災報知設備の設置範囲は設置免除。	—
避難器具	必要(3階)収容人数200人ごとに1ヶ所 ※階段設置条件により緩和あり	—
誘導灯	不要	—
連結散水設備	不要	—

(6) 高齢者、身体障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)

→ 特定建築物に該当し、建築物移動等円滑化基準への適合努力義務あり

(7) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

項目	法令等条文番号	問題点の有無・関連内容の要約	備考
登録基準等	第41条	2,000㎡以上の学校は適合義務あり。 省エネルギー適合性判定対象。	—

(8) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律

項目	法令等条文番号	問題点の有無・関連内容の要約	備考
衛生的な環境の 確保	第2条、第4条	8,000㎡以上の学校は環境衛生上良好な状態を 維持するのに必要な措置を施す。	—

第4章 基本計画

4-1. 計画理念・計画コンセプト

(1) 添田町が目指す子ども像

「ふるさと添田町を愛し 夢希望を実現する かしこさとたくましさを兼ね備えた
人間性豊かな心をもつ子ども」

○「ふるさとを愛するところ」

歴史・文化・自然を育む添田町に生まれた喜びと誇りが持てる教育の実践を図ります。

○「夢や希望を実現するかしこさとたくましさ」

夢や希望の実現に向けて、多様なものの見方や考え方に触れ、自ら学び自ら考える力を育むとともに、たゆまず努力を続けことができる、忍耐力や体力、学力を身に着けさせることに重点を置き実践を図ります。

○「人間性豊かな子ども」

家庭・地域との連携を強化し、体験活動や人間的ふれあいを通して「人の間＝社会」で生きていくための教育の実践を図ります。

(2) 計画理念

■ 添田町が目指す小学校・中学校像

- 1) 予測困難なこれからの時代に対応していくために求められる「生きる力（基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力など～確かな学力、豊かな人間性、健康・体力～）」をバランスよく身につけた児童・生徒を育てるためには、様々な人と関わりながら未知の事柄に向かっていく力を身につけます。
- 2) 一方的に教え込む教育スタイルではなく、子どもが自発的に発言したり、交流したり、学んだりしていく姿勢を身につける教育法へ移行していきます。
- 3) 問題解決的な学習や体験的な学習の一層の充実を図ります。
- 4) 情報教育機器や町任用講師・スクールソーシャルワーカーなど、物的・人的資源を集中的・効果的に投資できるようにします。これによって、個別化指導、習熟度別指導など、きめ細やかな指導方法の工夫により「個別最適化された学び」を充実させていきます。
- 5) 小・中学校9年間の義務教育を見通した教育課程の編成・実施を進めます。
- 6) 「ふるさと添田」の歴史と伝統等を重んじる地域学習についても、一貫した指導を行っていきます。
- 7) 基礎的・基本的な知識・技能の習得やそれらを活用して課題を見だし、解決するための思考力・判断力・表現力等を育成していきます。
- 8) グローバル化の中で、自分とは異なる文化や歴史に立脚する人々と共存していくために、自らの国や地域の伝統や文化についての理解を深め、尊重する態度を身につけます。
- 9) 知識基盤社会化やグローバル化の時代だからこそ、身近な地域社会の課題の解決にその一員として主体的に参画し、地域社会の発展に貢献しようとする意識や態度を育みます。
- 10) 小学校から中学校の進学において、新しい環境での学習や生活へ移行する段階で、不登校等の生徒指導上の問題につながっていく事態等(いわゆる中1ギャップ)を避け、小学校から中学校への接続を円滑化します。

以上の事項の実現を目指す新しい小中学校の計画理念を以下に設定します。

計画理念 「子どもたちの生きる力を育み、地域の未来を拓く学校」

(3) 小中連携の推進について

添田町が目指す小学校、中学校像のためには、

- ・小中学校の9年間における連携や配慮した教育活動
- ・多様な教育活動に対応できる学習環境づくり
- ・新しいまちづくりにむけたコミュニティの拠点づくり

が必要であると考え、小中連携を推進してきます。

- 1) 一般的に小学校から中学校という新しい環境の中で学習や生活へ移行する際に、不登校・いじめ・暴力行為等の生徒指導上の諸問題や学習面の段差（いわゆる中1ギャップ）がはつきり出てきます。これらを避け、義務教育9年間を一層充実させるために小学校から中学校への接続を円滑化します。
- 2) 推進にあたっての目的を明確化するとともに関係者で共有し、学校全体で組織的に取り組むこと（9年間を見通した教育課程の編成等）で、小中連携の成果が期待されます。
- 3) 少子化の進行や地域コミュニティの弱体化、核家族化の進行により児童生徒の人間関係が固定化・希薄化しやすい中、小中連携教育の実施により、児童生徒が多様な教職員、児童生徒、保護者・地域と関わる機会を増やすことで、小学生の中学校進学に対する不安感の軽減や「ふるさと添田」を愛する心情、将来への希望や夢、やり抜く力や意欲などを高めます。
- 4) 中学生が小学生との触れ合いを通じ、上級生である自らが自覚的となることで自尊感情を高めます。（生徒の暴力行為や不登校、いじめ等の予防）
- 5) 逆に小学生は中学生との触れ合いや年長者としての態度をみることによって、憧れや親近感を持ち、異年齢との交流を深めます。
- 6) 小・中学校教職員間の違いを教職員同士が認めた上で互いに学び合い、義務教育9年間で児童生徒を育てる発想を持つよう教職員に対し促すことにより、教職員に義務教育段階の教職員であることの認識が深まります。

(4) 学校と地域の効果的な連携・協働の推進体制

幅広い地域住民の参画により、地域と学校が連携・協働しながら、地域全体で子どもの成長を支える活動を実施します。

○学校運営協議会（コミュニティスクール）

学校運営への地域住民等への参加を促し、学校を応援し、地域の実情を踏まえた特色ある学校づくりを進め、地域の人々と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子どもを育みます。

○地域学校協働本部

添田町教育委員会・学校の教育方針・目標に基づき地域と学校が連携・協働した活動を行い、教育活動の充実を図ります。

(5) 計画コンセプト

基本理念や添田町の教育目標、小中の連携方針、学校の特徴・計画地状況等を踏まえ、以下の基本コンセプトを設定します。

計画コンセプト

○ これからの教育を支える「学習空間」

→ “主体的・対話的な学び” への対応

○ 生徒の健やかな成長を育む「生活環境」

→ “豊かな心・健やかな体の育成” への対応

○ 統合のメリットを活かす「交流環境」

→ “人間関係の多様化” “地域連携・協働の推進” への対応

○ 生徒と地域を守る「安全安心」な学校

→ “誰もが利用しやすい施設” “地域の防災拠点” への対応

○ 周辺地域や自然との共生を目指す「環境に配慮」した学校

→ “地域に愛される学校” “環境の時代にあった建物づくり” への対応

4-2. 計画所要室及び計画規模の検討

(1) 計画所要室の計画方針

○学習環境の充実

- ・普通教室の大きさについて、ロッカースペースの確保を踏まえた比較検討を行います。
- ・少人数教室や学級数の変動に対応ができるように小中学校それぞれのエリアに「特別学習室（多目的教室）」を3教室ずつ計画します。
- ・多様な学習形態や生徒指導への対応ができるように「ワークスペース」を計画します。
- ・特別教室に隣接した位置に作品や教材の展示スペースを設けることで、教科への関心を生み出す「メディアスペース」を計画します。

○交流環境の充実

- ・児童・生徒同士の交流を促す「ラウンジ」や各所にベンチ等を設けることで、交流環境の充実を図ります。また給食を通じて教職員と生徒の交流を育む「ランチ・交流スペース」を設けます。このスペースは給食によらずイベントスペースとしても活用ができる計画とします。

○教職員執務環境の向上

- ・職員室内の資料を減らすことができるように、教材や資料の保管スペースを確保した印刷室の規模設定を行います。
- ・職員休憩室を兼ねたミーティングスペース（会議室）を確保し、教職員間の情報交換の促進を考慮した計画とします。

○地域開放・コミュニティ・スクール促進・防災

- ・地域開放時に地域の歴史や伝統を感じることができる「メモリアルコーナー」を計画します。
- ・コミュニティ・スクール推進に配慮し、PTA 関係室を計画します。
- ・倉庫については防災備品の収納を想定し、計画するものとします。

(2) 学級編制方針について

■ 小学校 5 校の統合小学校の児童数及び学級数

学級数は標準学級数（2021 年度からの段階的引き下げに応じた人数 35 人）とします。

		1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	特支	合計
R7 年度 開校時	児童数	45	48	48	63	48	70	—	322
	学級数	2	2	2	2	2	2	* 2	12
R8 年度	児童数	30	45	48	48	63	48	—	282
	学級数	1	2	2	2	2	2	* 2	11
R9 年度	児童数	29	30	45	48	48	63	—	263
	学級数	1	1	2	2	2	2	* 2	10
R10 年度	児童数	29	29	30	45	48	48	—	229
	学級数	1	1	1	2	2	2	* 2	9
普通教室数の設定		2	2	2	2	2	2	—	12
特別支援学級数の設定		—	—	—	—	—	—	* 2	* 2
多目的教室(余裕教室)		3							3

■ 中学校の生徒数及び学級数

学級数については標準学級数（40 人）とします。

		1 年	2 年	3 年	特支	合計	
R7 年度 開校時	児童数	60	59	75	—	194	
	学級数	2	2	2	* 2	6	
R8 年度	児童数	70	60	59	—	189	
	学級数	2	2	2	* 2	6	
R9 年度	児童数	48	70	60	—	178	
	学級数	2	2	2	* 2	6	
R10 年度	児童数	48	48	70	—	166	
	学級数	2	2	2	* 2	6	
普通教室数の設定		2	2	2	—	6	
特別支援学級数の設定		—	—	—	* 2	* 2	
多目的教室(余裕教室)		3					3

・児童・生徒数より 1 学年 2 クラスの学級編制としています。また、普通教室として活用可能な多目的教室（余裕教室）を小学校・中学校それぞれに 3 教室配置し、状況に合わせて 1 学年 3 クラス編制が可能な学級編制とします。

* 特別支援学級は普通教室 2 教室分とし、可動間仕切り壁を設置することで、状況に応じて、2～4 教室（情緒障害、知的障害、肢体障害、通級指導教室）で利用できる計画とします。

(3) 計画所要室一覧

1 教室面積(単位面積) 8m×8.5m=68 m²

		小学校			共用エリア			中学校			計		備考
		室数	単位面積	面積	室数	単位面積	面積	室数	単位面積	面積	室数	面積	
1 普通教室	普通教室	12	68	816m ²				6	68	408m ²	18	1,224m ²	
	特別支援教室(間仕切設置)	4	34	136m ²				4	34	136m ²	8	272m ²	間仕切りを設置し、2教室～4教室で利用可能。
	特別学習室(多目的)	3	68	204m ²				3	68	204m ²	6	408m ²	余裕教室や少人数教室として活用
2 特別教室等	理科教室	1	102	102m ²				1	102	102m ²	2	204m ²	観察室・実験室兼用
	理科準備室	1	34	34m ²				1	34	34m ²	2	68m ²	
	生活教室												普通教室で対応する
	生活準備室												倉庫等で対応する
	音楽教室	1	102	102m ²				1	102	102m ²	2	204m ²	準備室含む
	音楽準備室												音楽教室に含む
	楽器庫	1	34	34m ²				1	34	34m ²	2	68m ²	
	図画工作教室	1	68	68m ²							1	68m ²	
	図画工作準備室	1	34	34m ²							1	34m ²	
	美術教室							1	102	102m ²	1	102m ²	
	美術準備室							1	34	34m ²	1	34m ²	
	技術教室(金工)							1	34	34m ²	1	34m ²	
	技術教室(木工)							1	102	102m ²	1	102m ²	
	技術準備室							1	34	34m ²	1	34m ²	
	家庭教室(調理)				1	102	102m ²				1	102m ²	小学校・中学校で共用
	家庭教室(被服)				1	68	68m ²				1	68m ²	小学校・中学校で共用
	家庭準備室				1	34	34m ²				1	34m ²	小学校・中学校で共用
	外国語教室												特別学習室を活用する
	図書室				1	408	408m ²				1	408m ²	学校図書標準：小12クラス、中6クラス→15,560冊 照架書庫150冊/㎡ → 必要面積 2～3㎡ 閲覧学習スペース等 → 3～4㎡
	司書室												図書室内に計画
視聴覚教室												図書室を活用	
PC室・学習室				1	68	68m ²				1	68m ²	図書室と隣接して計画	
特別活動室				1	204	204m ²				1	204m ²	学年集会など	
3 管理諸室	職員室	1	170	170m ²				1	170	170m ²	2	340m ²	
	給湯室							1	34	34m ²	2	68m ²	
	職員打合室	1	34	34m ²									
	休憩室												
	印刷室							1	17	17m ²	2	34m ²	
	備品消耗品室	1	17	17m ²									
	職員更衣室	2	34	68m ²				2	34	68m ²	4	136m ²	男女更衣室
	校長室	1	34	34m ²				1	34	34m ²	2	68m ²	応接室含む
	事務室	1	34	34m ²				1	34	34m ²	2	68m ²	倉庫含む
	保健室	1	68	68m ²				1	68	68m ²	2	136m ²	シャワー室・洗濯室含む
	放送室	1	17	17m ²				1	17	17m ²	2	34m ²	
	会議室	1	68	68m ²				1	68	68m ²	2	136m ²	各種会議対応
	教員教材室	2	17	34m ²				1	17	17m ²	3	51m ²	普通教室のあるフロアに1箇所
	文書保管庫	1	51	51m ²				1	51	51m ²	2	102m ²	
	教育相談室	1	34	34m ²				1	34	34m ²	2	68m ²	間仕切り可能とする。(小学校)
	進路資料指導室							1	17	17m ²	1	17m ²	
	相談室							2	17	34m ²	4	68m ²	
	面談室	2	17	34m ²									
	生活指導室(カウンセラー室)	2	17	34m ²				2	17	34m ²	4	68m ²	保健室関係
	校務員室				1	34	34m ²				1	34m ²	
校務員用具倉庫				1	17	17m ²				1	17m ²		
職員トイレ												男女トイレ1・多目的トイレ1	

(3) 計画所要室一覧(つづき)

1 教室面積(単位面積) 8m×8.5m=68㎡

		小学校			共用エリア			中学校			計		備考
		室数	単位面積	面積	室数	単位面積	面積	室数	単位面積	面積	室数	面積	
4 その他	児童会 生徒会室	1	34	34㎡				1	34	34㎡	2	68㎡	
	PTA関係室				1	34	34㎡				1	34㎡	
	児童・生徒用更衣室	2	34	68㎡				2	34	68㎡	4	136㎡	小学校高学年・中学校フロアに1箇所づつ
	配膳室	2	17	34㎡				1	17	17㎡	3	51㎡	普通教室のあるフロアに1箇所
	倉庫	4	17	68㎡				4	17	68㎡	8	136㎡	各階に1箇所
	多目的トイレ												各階に1箇所
	手洗い場												各学年毎に1箇所
	昇降口	1	102	102㎡				1	68	68㎡	2	170㎡	小学校・中学校別々に計画
	エレベーター												必要面積で計画
	廊下・階段												必要面積で計画
児童・生徒用トイレ												必要面積で計画	
ラウンジ												必要面積で計画	
オープンスペース												必要面積で計画	
教師コーナー												必要面積で計画	
5 給食関係	ランチ・交流スペース				1	204	204㎡				1	204㎡	1学年が給食できる広さ
	給食堂				1	480	480㎡				1	480㎡	小学生:326人 中学生:206人 小中教職員:58人 概ね600食×0.8㎡/食=480㎡
6 体育館関係	体育館(小)	1	600	600㎡							1	600㎡	アリーナ部分(25m×18m=450㎡) ミニバスケットコート1面 ※現在の各小学校と同程度(津野小除く)
	体育館(中)							1	1100	1,100㎡	1	1,100㎡	アリーナ部分(33m×22m=858㎡) バスケットコート2面 ※現在の添田中学校と同程度
	更衣室	2	34	68㎡				2	34	68㎡	4	136㎡	
	体育館倉庫	1	34	34㎡				1	34	34㎡	2	68㎡	
7 プール関係	プール												計画敷地外で検討
	プール附室												計画敷地外で検討
8 放課後 児童クラブ	放課後児童クラブ												計画敷地外で検討
9 屋外施設	部室							10	15	150㎡	10	150㎡	部活動数に応じて計画
	屋外トイレ												必要面積で計画
	防災備蓄倉庫				1	30	30㎡				1	30㎡	
10 運動場	運動場(小)	1	3000	3,000㎡							1	3,000㎡	120mトラック、50m走コース
	運動場(中)							1	7000	7,000㎡	1	7,000㎡	200mトラック、100m走コース、 野球グラウンド
11 駐車場	駐車場												教職員80台、スクールバス 8台
	スクールバス運転手 待機所				1	15	15㎡				1	15㎡	
	駐輪場												生徒用10台程度

(4) 各室計画規模の検討

○普通教室の検討（小学校・中学校共通）

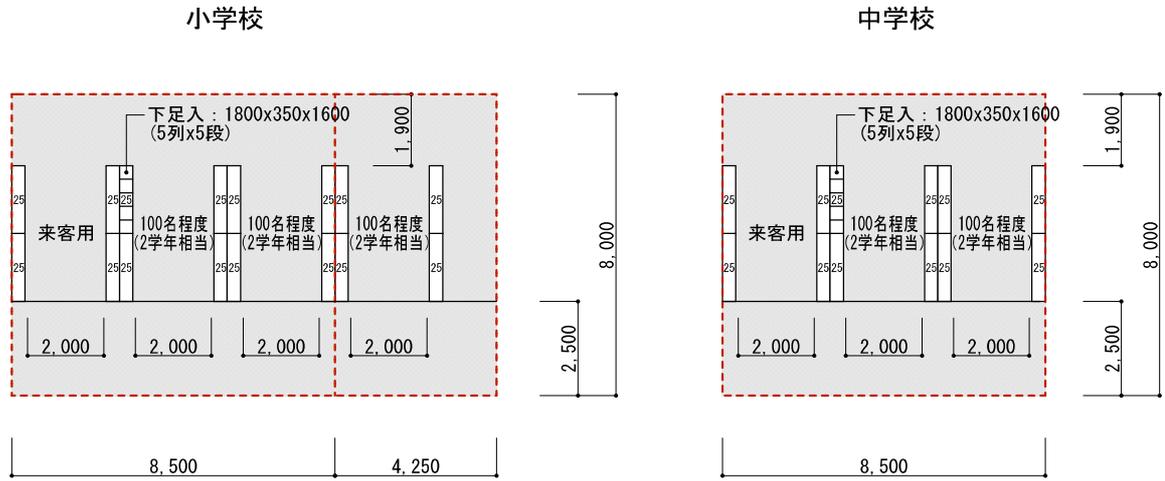
- ・ 1 教室 40 人学級とした場合、新 JIS 規格（650×450）の机が机間巡視の寸法を確保して、6×7 列に配置できるスペースを基本とします。
- ・ 教室の奥行・間口寸法については設計段階で合理的なスパンや柱寸法等により再検討を行うこととします。

教室 レイアウト		【教室寸法:8.5m x 8.0m】
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(通路寸法の目安)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・机間:600mm ・机前後間:600mm ・机背後の通路:900mm </div>
ロッカー		・教室内に計画
収納	個人ロッカー	・1人あたり W480 x D400 x H350
	掃除用具入れ 雑巾掛け	・掃除用具入れは教室内に設置 ・雑巾掛けは教室外に設置
共通事項	教材・教具収納 スペース	・教師戸棚を造作家具で設けることで効率的に教材を収納できるスペースを確保する。
	黒板	・UDスライダー黒板とすることで、教壇は設置せずスペースの有効活用を図る。
	情報機器 ICT 環境	・投影機器（プロジェクター）やスクリーンは黒板付きとすることでスペースの有効活用を図る。 ・投影機器（プロジェクター）は電子黒板機能付きとし、ICT環境の充実を図る。 ・普通教室においても無線LAN環境を整備し、タブレット授業の実施等に対応できるICT環境とする。
	その他	・黒板の両サイド、教室背面は基本的に掲示可能な仕上げとし、十分な掲示スペースを確保する。（背面黒板の要否は教職員の方々へのヒアリングによる） ・ゴミ箱は分別手法の変化や使い勝手を考慮し、造作家具ではなく備品で対応する。

○ 屋内施設の検討

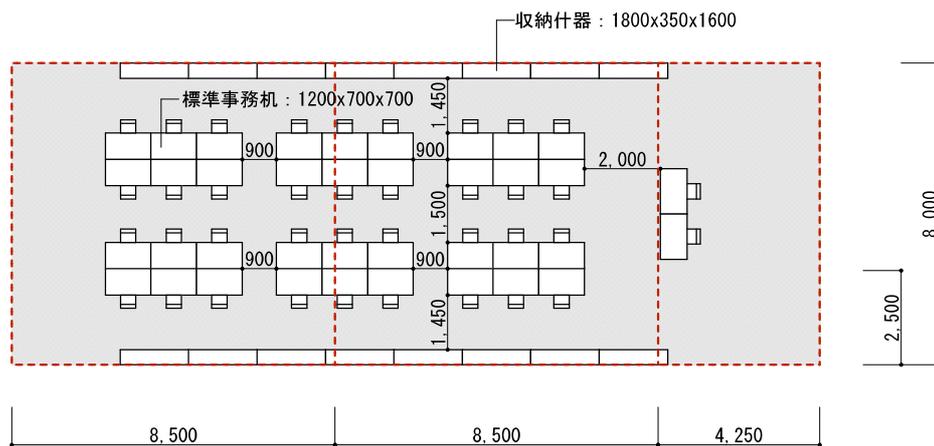
■ 小学校昇降口 → 1.5コマ

■ 中学校昇降口 → 1.5コマ



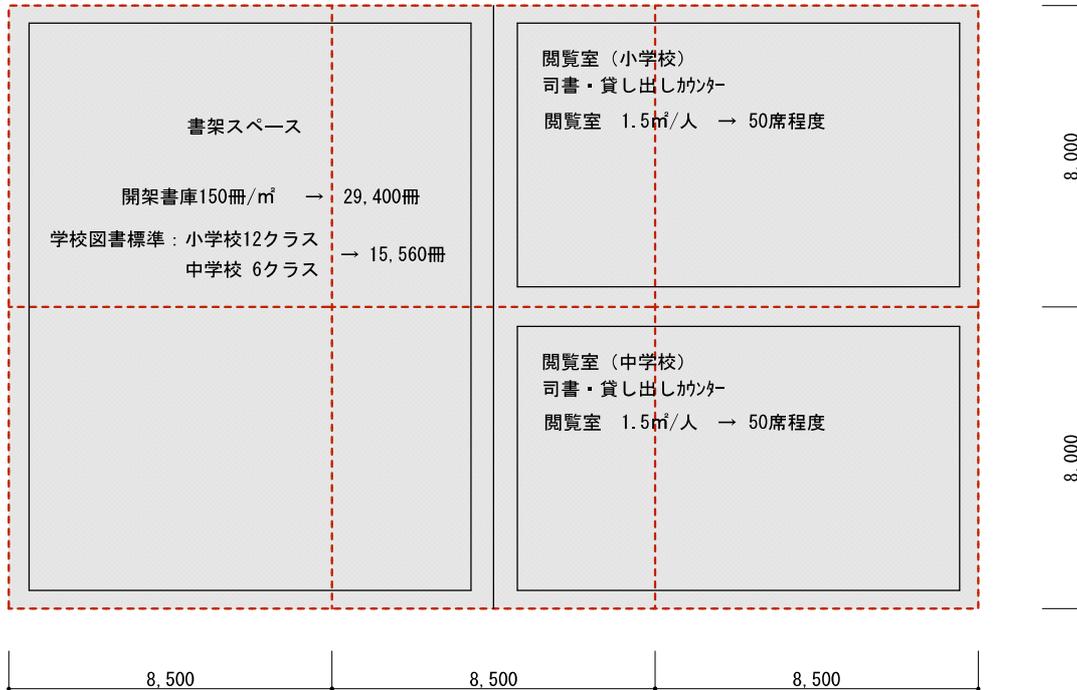
■ 職員室 → 2.5コマ

現在の職員数 (R2) (中学校が30人、小学校が32人程度) から職員室サイズを検討します。



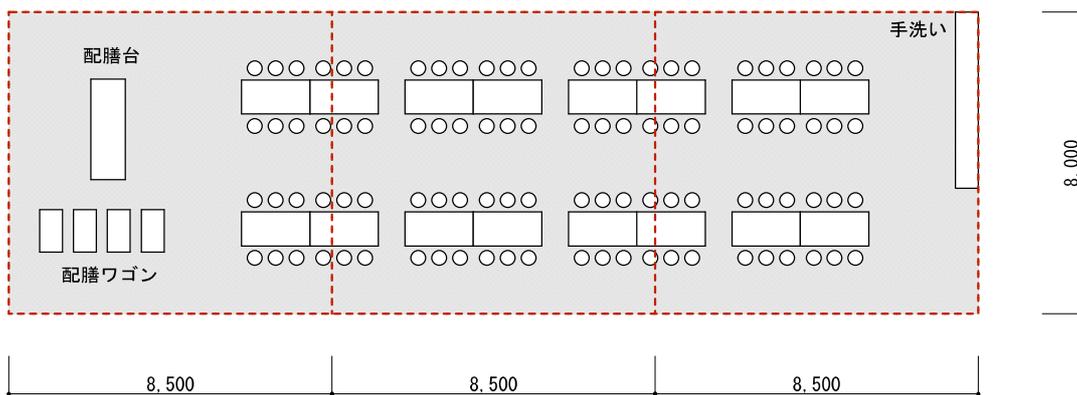
※記載寸法は目安であり、設計時の調整事項となります。

■ 図書室 → 6コマ



■ ランチルーム → 3コマ

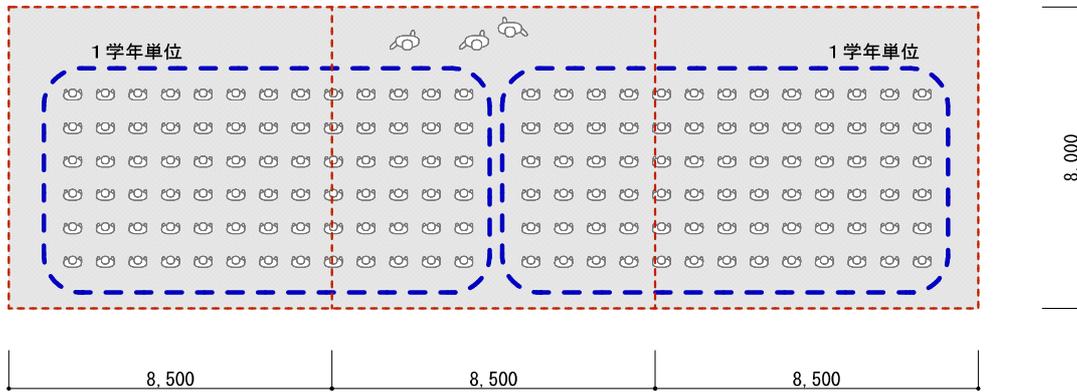
収容人員として96人程度。2学年の児童・生徒が同時利用可能。



※記載寸法は目安であり、設計時の調整事項となります。

■ 特別活動室 → 3コマ

学年集会や近接学年の活動、異学年交流活動、職員研修に十分な広さ
(2学年の児童・生徒が活動できる広さ)

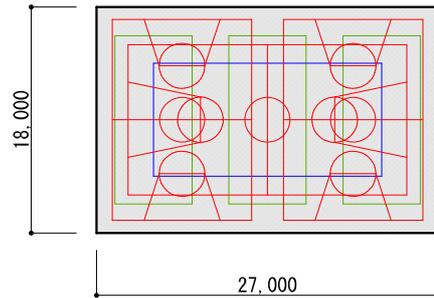


※記載寸法は目安であり、設計時の調整事項となります。

■ 小学校体育館

既存の小学校と同程度の面積を確保します。

・ 小学校体育館 計画面積



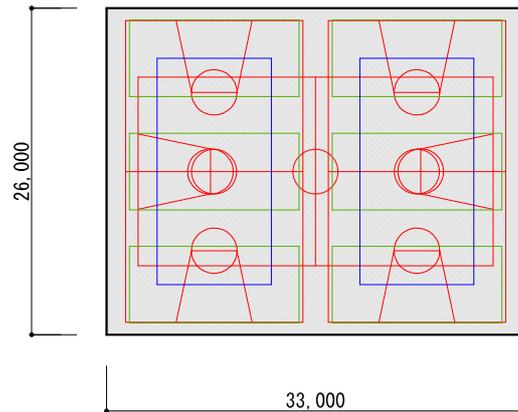
ミニバスケットボールコート (メイン)
:22m×12m 1面
ミニバスケットボールコート (サブ)
:16m×11m 2面
バレーボールコート
:18m×9m 1面
バドミントンコート
:13.4m×6.1m 3面

アリーナ部分のみで 27m x 18m = 486m² 程度

■ 中学校体育館

既存の中学校と同程度の面積を確保します。

・ 中学校体育館 計画面積



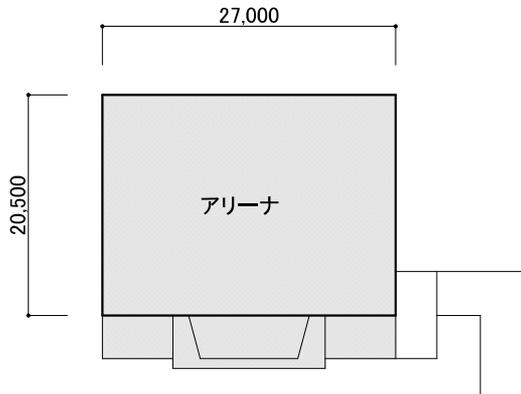
バスケットボールコート (メイン)
:28m×15m 1面
バスケットボールコート (サブ)
:25m×14m 2面
バレーボールコート
:18m×9m 2面
バドミントンコート
:13.4m×6.1m 6面

アリーナ部分のみで 33m x 26m = 858m² 程度

※記載寸法は目安であり、設計時の調整事項となります。

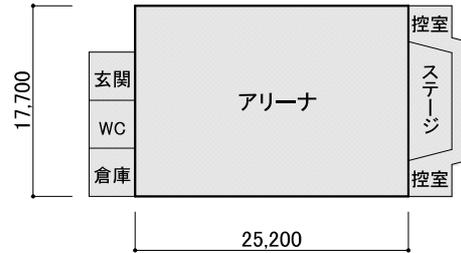
■ 既存小学校 体育館面積

□ 参考(添田小学校)



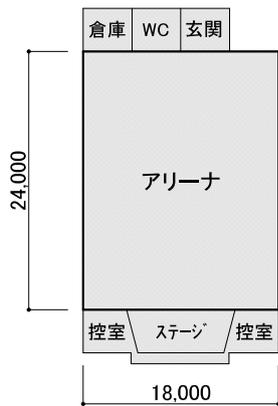
延べ面積: 708.51㎡ (うちアリーナ部分553㎡)

□ 参考(真木小学校)



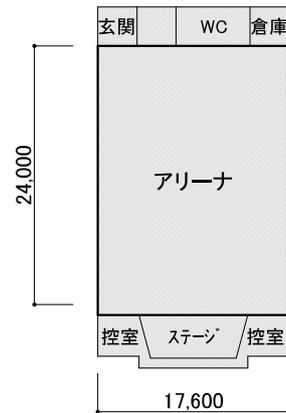
延べ面積: 585㎡ (うちアリーナ部分446㎡)

□ 参考(中元寺小学校)



延べ面積: 568㎡ (うちアリーナ部分432㎡)

□ 参考(落合小学校)



延べ面積: 584㎡ (うちアリーナ部分440㎡)

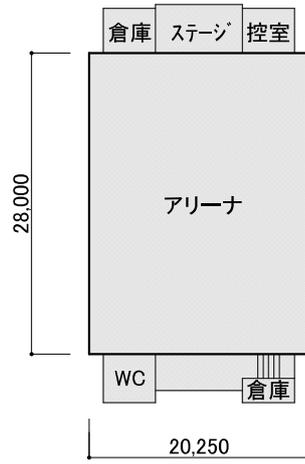
□ 参考(津野小学校)



延べ面積: 250.41㎡ (うちアリーナ部分235㎡)

■ 既存中学校 体育館面積

□ 参考(添田中学校)

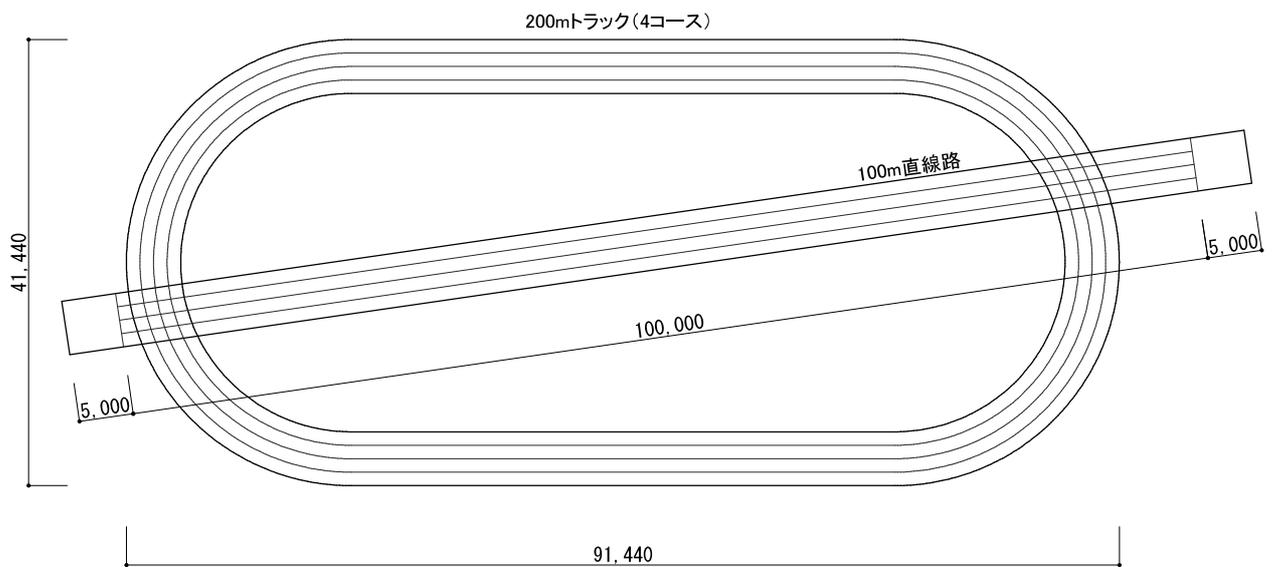


延べ面積: 798㎡ (うちアリーナ部分567㎡)

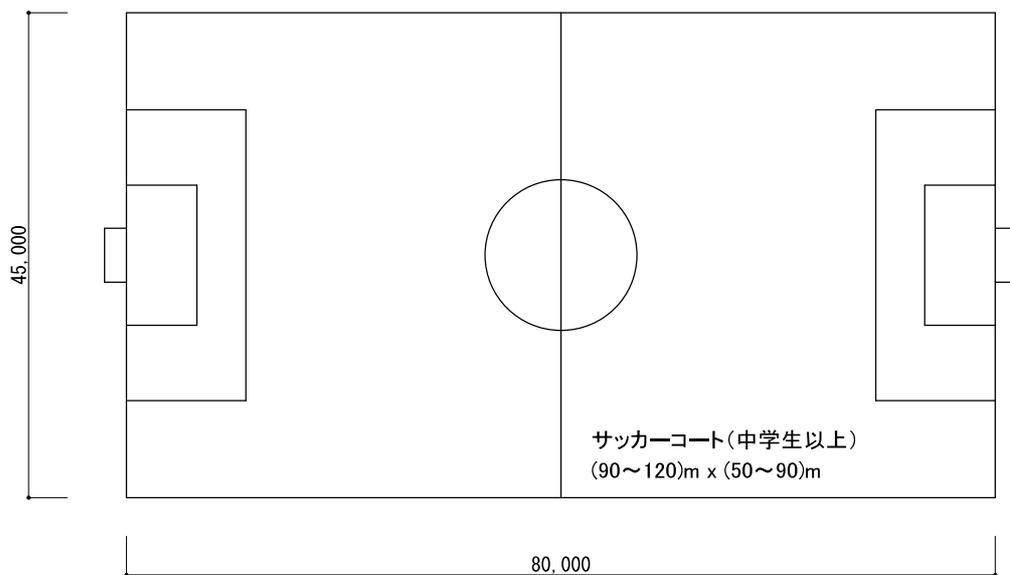
○ 屋外施設の検討

■ グラウンド (大)

- ・ 200mトラック・100m直線路



・ サッカー



※記載寸法は目安であり、設計時の調整事項となります。

4-3. 配置計画・除却計画・造成計画の検討

(1) 配置計画の方針

■ 配置計画における条件

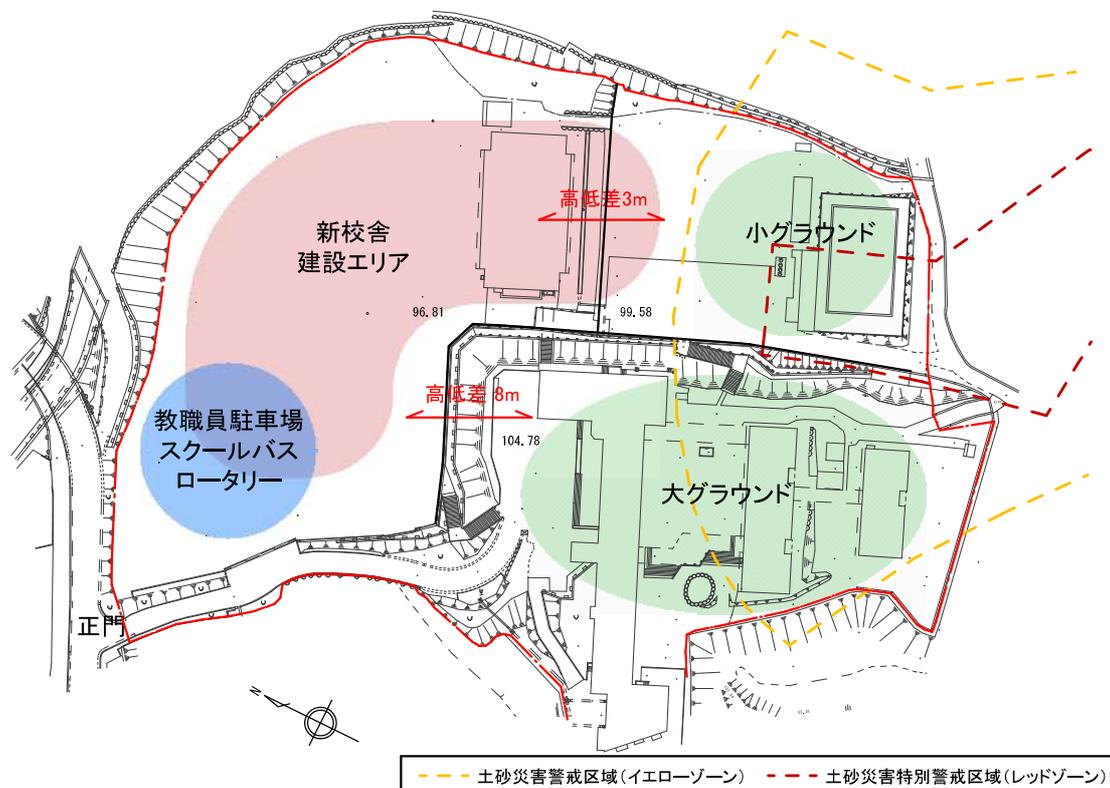
- ・ 計画建物は土砂災害警戒区域（イエローゾーン）及び土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）外で建設する計画とします。
- ・ 敷地内の高低差を活かした計画を行い、造成面積を最小限とすることで、建設費を削減する計画とします。

■ 配置計画の考え方

- ・ 既存の中学校校舎が建つ、敷地内で最も地盤レベルの高いエリアは、大部分が土砂災害警戒区域となっており、そのエリアに新校舎を建てることは困難となっています。そのため新校舎は現在のグラウンド位置に建設する必要があり、既存校舎の建つエリアにグラウンドを整備する計画となります。

工事期間中は、既存の体育館やグラウンドが使用できないため、代替施設や代替地を用意する必要があります。工事範囲は、既存校舎側とグラウンド側（工事エリア）で分離することができ、また既存校舎を使いながら工事を進捗させることができるため、生徒への心理的な負担も少ないと思われます。また仮設校舎が不要となるため、工期の短縮や建設費の削減にも繋がると考えられます。

■ 配置計画イメージ



(2) 除却計画の検討

■ 除却計画の考え方

「(1) 配置計画の方針」により、以下の順序により、既存建物の除却を行う計画とします。

① 令和4年度：既存体育館解体工事 + 一部造成工事



(令和5～6年度：校舎・体育館等建設工事)

② 令和7年4月～9月予定：既存校舎解体工事

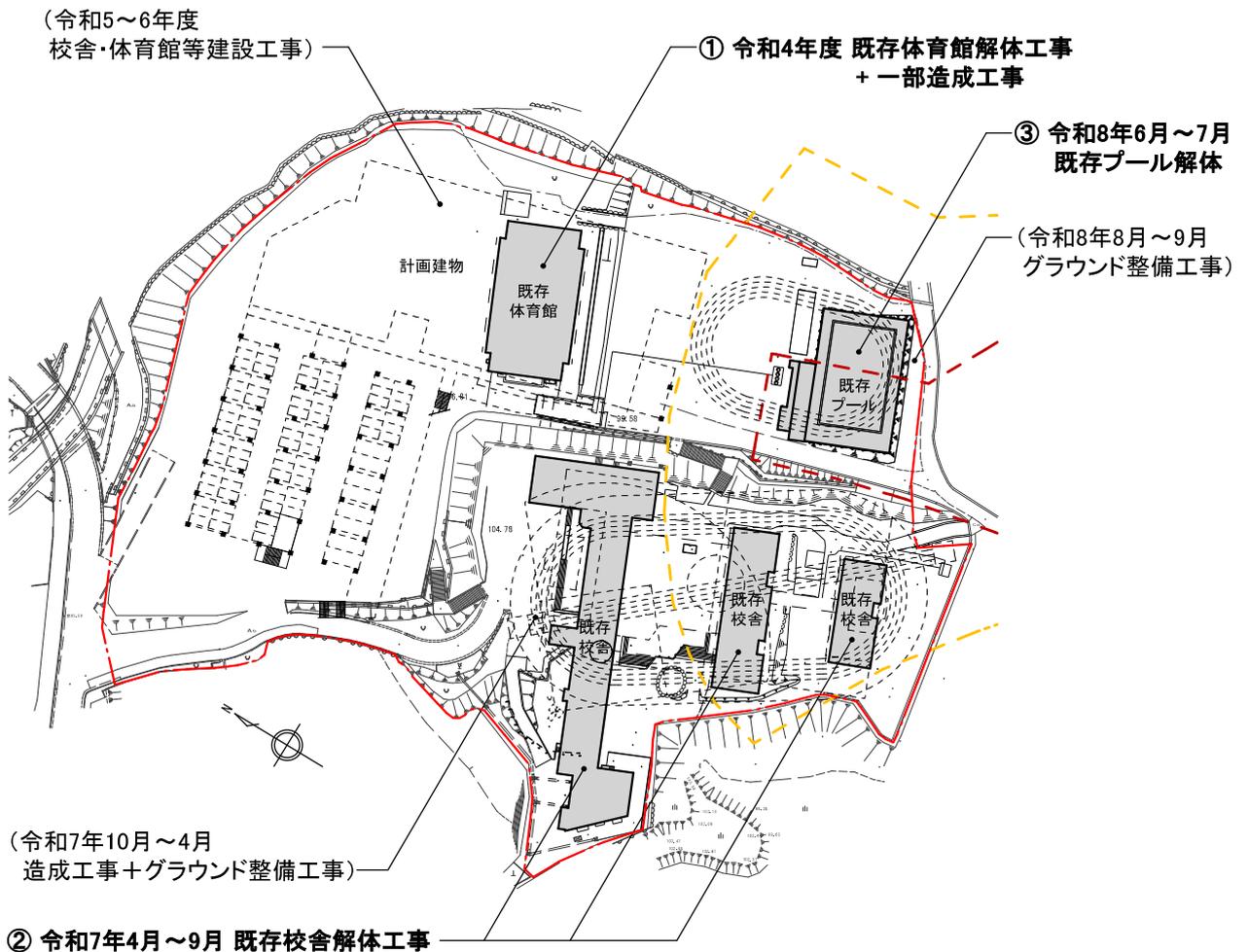


(令和7年10月～4月予定：造成工事+グラウンド整備工事)

③ 令和8年6月～7月予定：既存プール解体

(令和8年8月～9月予定：グラウンド整備工事)

■ 除却計画イメージ

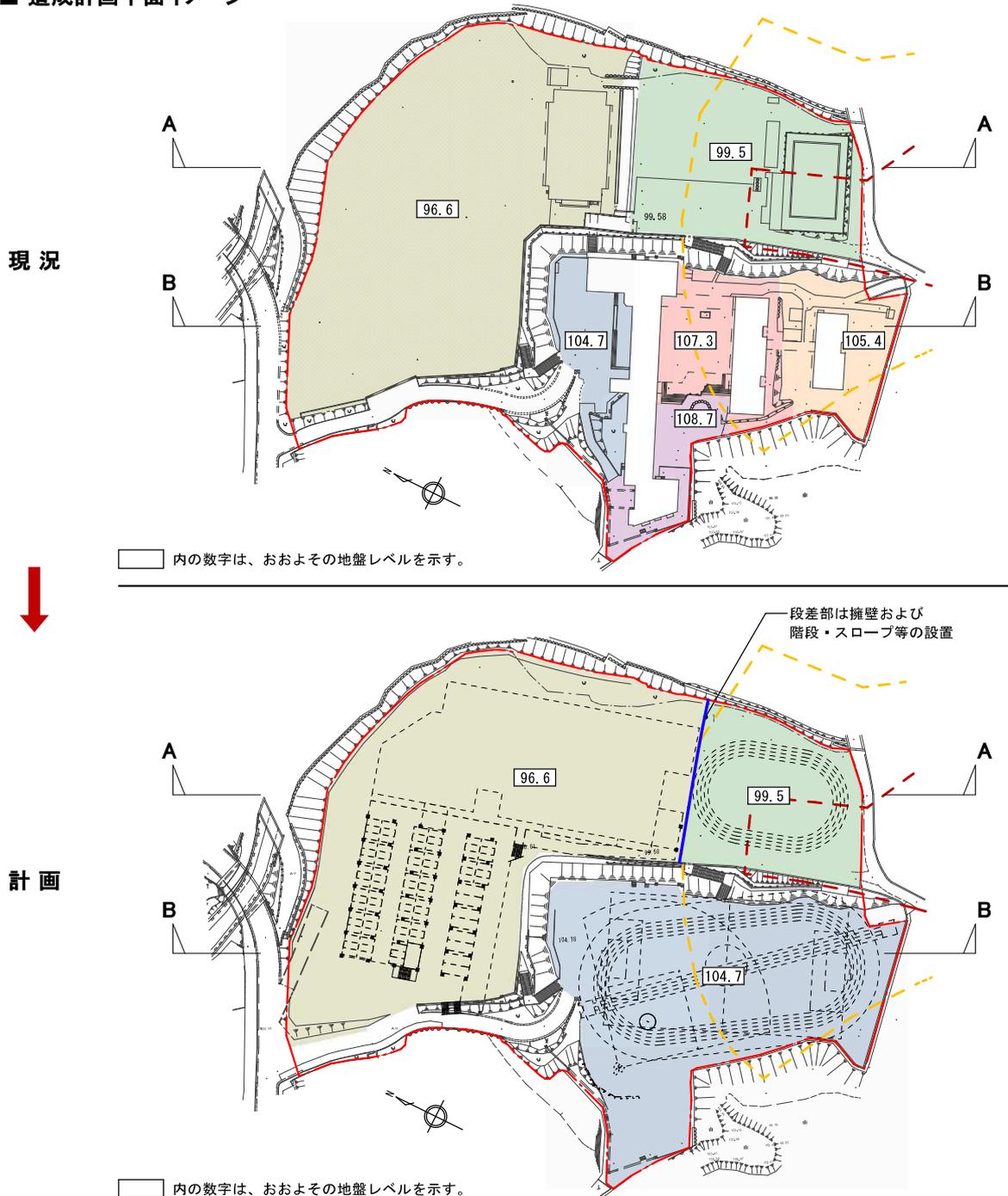


(3) 造成計画の検討

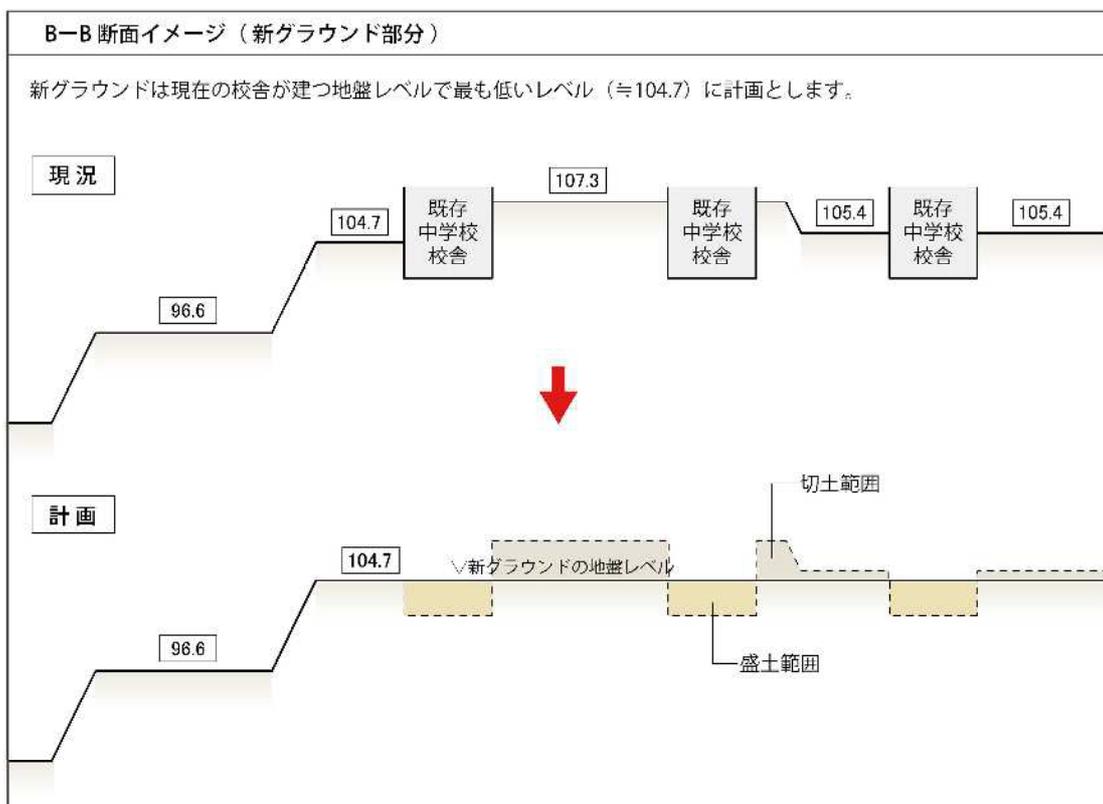
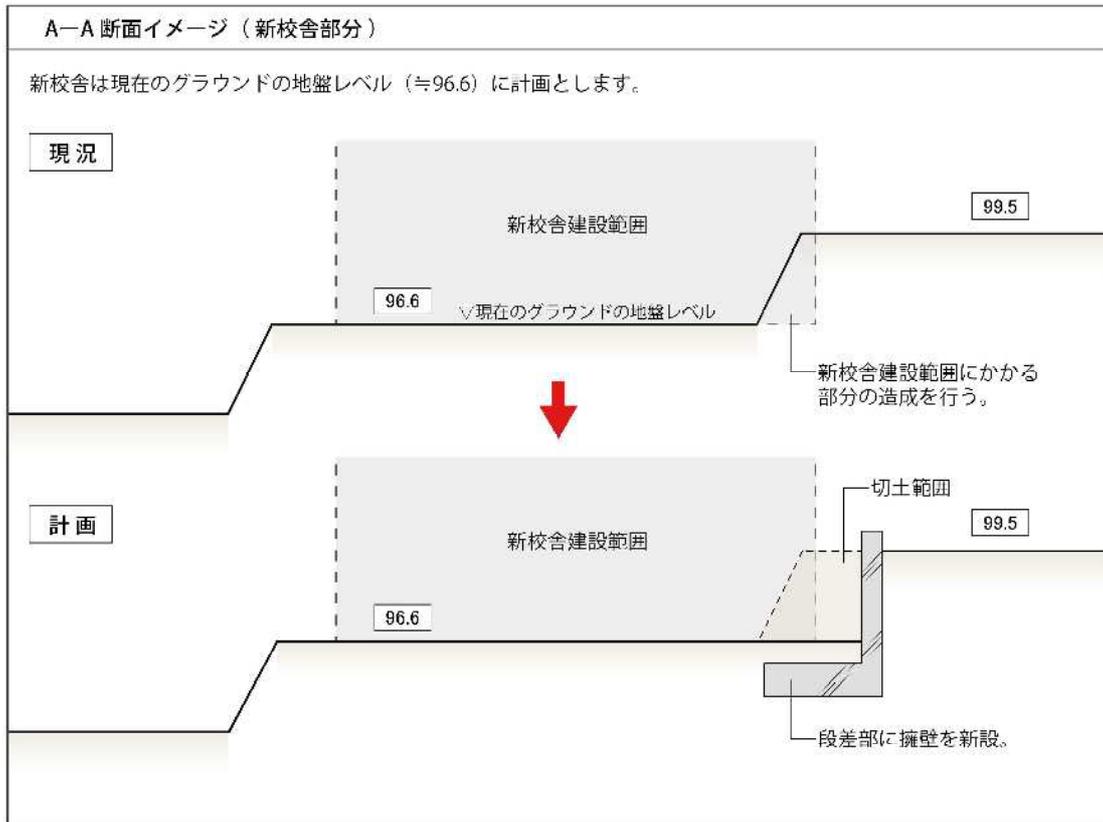
■ 造成計画の考え方

「(1) 配置計画の方針」により、以下の造成を行う計画とします。
本計画は、土地の区画形質の変更が3,000㎡以上（非線引都市計画区域）となるため、都市計画法第29条の開発行為の許可対象となります。

■ 造成計画平面イメージ



■ 造成計画断面イメージ



4-4. 平面計画の検討

(1) 施設構成の方針

- ・前項の配置計画をもとに平面計画案の立案を行います。検討にあたっては下記の方針を重視します。

■ 計画コンセプトの実現

- ・4-1で定義した計画コンセプトに基づき計画を行います。

■ 諸室計画の方針

(a) 普通教室等

1) 小学校普通教室

- ・生徒が長い時間を過ごすため、眺望や採光条件の良い東側・南側配置を基本とします。
- ・教室内に適切な収納スペースを計画します。
- ・学年ごとに「普通教室 + オープンスペース」のユニットを構成します。
- ・オープンスペースには、手洗いや教材スペース、教師コーナー等を計画し、様々な学年活動に対応できる計画とします。

2) 中学校普通教室

- ・生徒が長い時間を過ごすため、眺望や採光条件の良い東側・南側配置を基本とします。
- ・教室内に適切な収納スペースを計画します。



「普通教室 + オープンスペース」のユニットを構成



多様な学習形態に対応可能な
教室間仕切り(開放時)



多様な学習形態に対応可能な
教室間仕切り(集中授業時)



多様な学習展開を可能とする
教室前の学習スペース



教員控室や生徒指導として
利用できる教師コーナー



ICT教育の充実を図る
単焦点プロジェクター付黒板

3) 特別学習室（多目的教室）

- ・児童、生徒数が多い学年の普通教室として使用できる空間として計画します。
- ・少人数学習（習熟度別学習等）に使用できる空間として計画します。
- ・外国語教室等の特別教室として使用できる空間として計画します。

4) 特別支援教室

- ・可動間仕切りを設け、多様な活用ができる計画とします。
- ・保健室やカウンセリング部門との連携を重視しながら、普通教室に近い配置とし、インクルーシブ教育の推進に配慮します。

5) 昇降口

- ・小中学校それぞれに計画し、グラウンドへの動線に配慮します。

6) 管理諸室

- ・小中学校それぞれに計画し、学校全体が見渡せる配置とすることを基本とします。

7) 特別活動室

- ・PTA活動、近接学年の活動、ゲストティーチャーを招いての体験活動、異学年交流活動、職員研修等に活用できる多目的な空間として計画します。
- ・可動間仕切りの設置等により、多様な活動に対応できる計画とします。

8) メディアセンター（図書室・コンピュータ室）

- ・普通教室に近く、動線上も学校の中心に配置した利便性よい配置とし、調べ物や自習への活用を促し、学習の自主性を育みます。



多様な生徒を受け止める特別支援教室



学習の拠点となる図書室は学校の中心に計画

(b) 特別教室等

1) 特別教室共通事項

- ・音の発生など教科の特性を考慮するとともに、関連する教科をグルーピングした相互利用を推進する配置とします。
- ・教科のグルーピングに対し、児童、生徒の作品や教科教材の展示スペースとなるメディアスペースを設け、学習への好奇心を誘発する計画とします。



教科教材の展示スペースとなるメディアスペース

① 理科室・準備室

- ・小中学校それぞれに計画し、理科の授業を行う専門的な教室として計画します。
- ・臭気の出る実験などを想定し、換気に配慮した計画とします。

② 音楽室・準備室

- ・小中学校それぞれに計画し、音響および防音に配慮した教室として計画します。
- ・楽器の収納場所として、楽器庫を隣接して計画します。
- ・楽器庫は授業や部活動で使う楽器が十分に収納できるスペースを確保する計画とします。

③ 家庭科室（調理）（被服）

- ・小中学校が共有で利用できる計画とし、昇降式の机等により年齢差に対応できる計画とします。
- ・調理等に配慮し、汚れにくく清掃しやすい仕上げ材とします。

④ 図画工作室

- ・小学生が利用する室として計画し、制作活動が支障なく行える教室として計画します。
- ・制作活動に配慮し、汚れにくく清掃しやすい仕上げ材とします。

⑤ 技術室・美術室

- ・中学生が利用する教室として計画し、制作活動が支障なく行える教室として計画します。
- ・制作活動に配慮し、汚れにくく清掃しやすい仕上げ材とします。

(c) 管理諸室

- ① 職員室
 - ・小中学校それぞれに計画し、学校敷地内を見渡せる位置へ配置する計画とします。
 - ・給湯室、休憩室、印刷室、備品消耗品室を近接して配置する計画とします。
- ② 校長室
 - ・小中学校それぞれに計画し、職員室と近接して配置する計画とします。
- ③ 事務室
 - ・小中学校それぞれに計画し、職員室や校長室と近接して配置する計画とします。
 - ・来校者に対応できるよう来校者入り口と隣接して計画します。
- ④ 保健室
 - ・小中学校それぞれに計画し、緊急時の対応がスムーズに行える位置への計画とします。
 - ・シャワー室や洗濯室を隣接させ、汚れもの等への対応がしやすい配置とします。
- ⑤ 会議室
 - ・小中学校それぞれに計画し、職員会議や外部関係者との打ち合わせができる室として計画します。
- ⑥ 進路資料・指導室
 - ・中学校の進路指導に対応する室として計画します。
- ⑦ その他
 - ・教具教材室、文書保管庫、倉庫等の物品の保管場所や規模等を考慮して計画します。

(d) その他諸室

- ① 児童会・生徒会室
 - ・小中学校それぞれに計画します。
- ② PTA関係室
 - ・PTA活動やコミュニティスクールの活動を行うための室として計画します。
 - ・地域開放しやすい位置に計画とします。
- ③ その他
 - ・手洗いは各教室に近い位置に計画し、必要数を整備します。
 - ・エレベーターは外部からアクセスがしやすく、建物の中心付近に1台計画します。
 - ・多目的トイレを各階適切な位置に計画します。
 - ・児童、生徒の更衣室を計画します。
 - ・児童、生徒が交流できるラウンジを計画します。

(e) 給食関係

① 給食室

- ・ 食材等の搬入に配慮し、1階への配置を基本とします。
- ・ 小中学校合わせて600食対応可能な給食設備を計画します。

② ランチ・交流スペース

- ・ 学年単位で利用できる広さを確保し、給食を通じたふれあいができるスペースとして計画とします。
- ・ 給食によらずイベントスペースとしても活用ができる計画とします。
- ・ 給食配膳を考慮し、給食室に隣接させ、1階への配置を基本とします。



給食を通じたふれあいやイベントスペースとしても活用ができるランチ・交流スペース

(f) 体育館

- ・ 小中学校それぞれに計画し、「各室の規模検討」で検討した面積を確保する計画とします。

(g) グラウンド

- ・ 小中学校それぞれに計画し、「各室の規模検討」で検討したトラック等が収まる広さを確保する計画とします。

(h) 駐車場および駐輪場

- ・ 駐車場は教職員・来客用駐車場として80台、スクールバス用として8台の駐車場を確保する計画とします。
- ・ 駐輪場は生徒用として10台程度のスペースを確保する計画とします。

(i) プールおよび放課後児童クラブについて

- ・ 計画位置は本計画敷地外とし、既存施設の利用等について検討を行っていきます。

■諸室構成の方針

1) 動線

- ・移動距離の短い効率的な廊下の組み合わせを行うとともに、廊下の端部に階段を設ける等、安全性と移動の利便性に配慮した構成とします。

2) プランタイプ

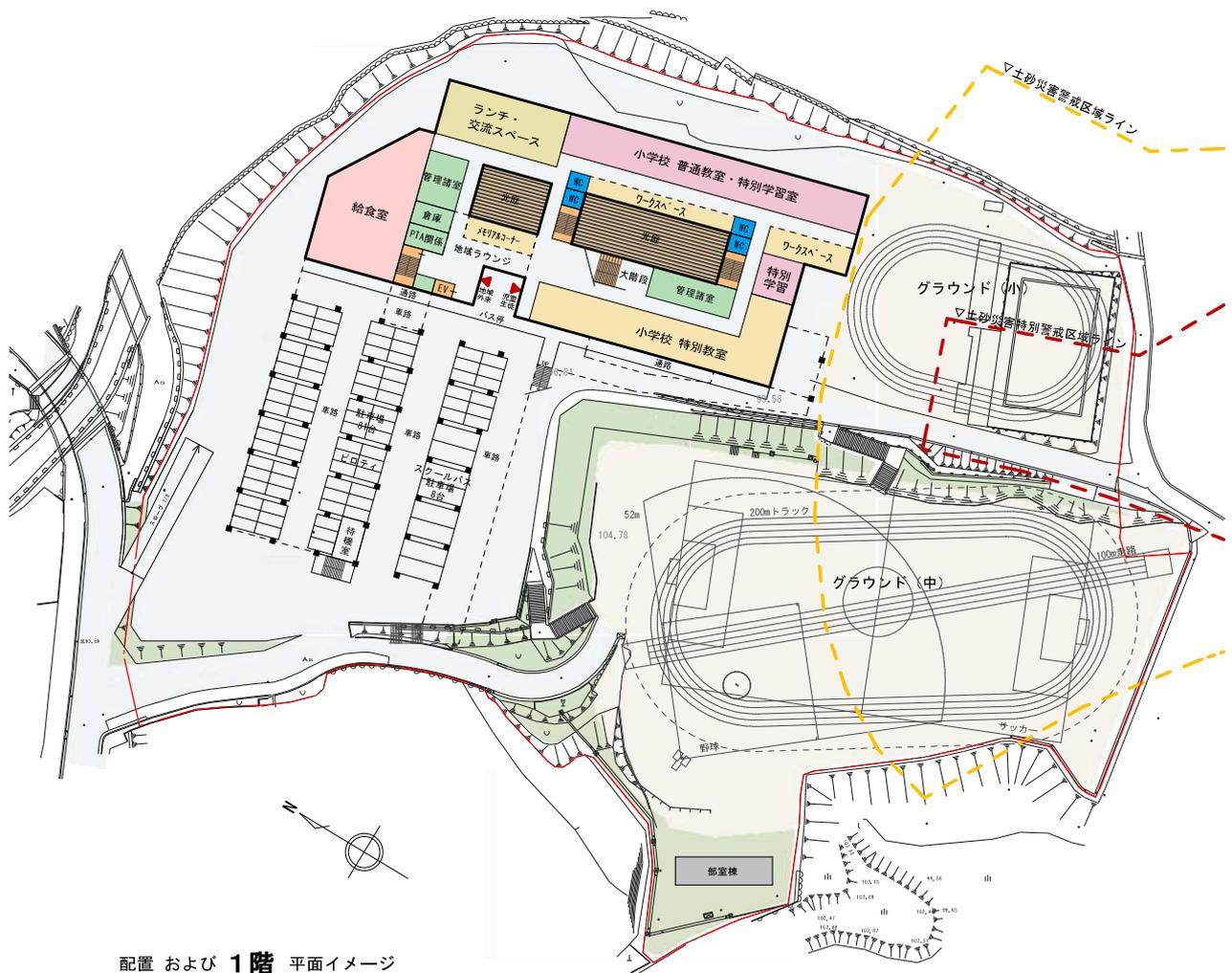
- ・面積効率に優れる「中廊下型プラン」をベースとし、中央部に吹抜けを設けることで、採光や通風、省エネルギー性に配慮した構成を検討します。

	片廊下型プラン	中廊下型プラン
プランタイプ		
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・教室は自然採光と自然通風が得やすく良好な学習環境となる。 ・教室や廊下の自然採光が可能で消費電力(照明)を削減できる。(光熱費の縮減につながる) ・災害時に停電となった場合にも、教室や廊下の明かりを確保でき避難所機能の向上につながる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・廊下や階段などの通路部分の面積が少なく済む。(建設費の縮減につながる) ・寒冷地で全館空調をした場合には、廊下を含めた空調効率が高い。 ・北向きの教室は照度が安定しており良好な学習環境と言われることもある。(例:図書館等)
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・廊下の面積が大きくなる。 ・南側の照度分布がよくないともいわれる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・廊下は暗くて室内の空気環境も悪くなりやすい。 ・教室や廊下の照明消費電力が多くなる。 ・向かい合う教室の間に音や視線の交錯が生じる。
評価	<p>一般的に、教室の室内環境に優れるとともに、自然エネルギーを活用しやすい省エネルギー型なプランタイプと言われます。</p>	<p>面積効率が高いため、採用が多いプランタイプですが、廊下の環境向上のための工夫(一部に吹抜けの設置等)を行っている事例が多い。</p>

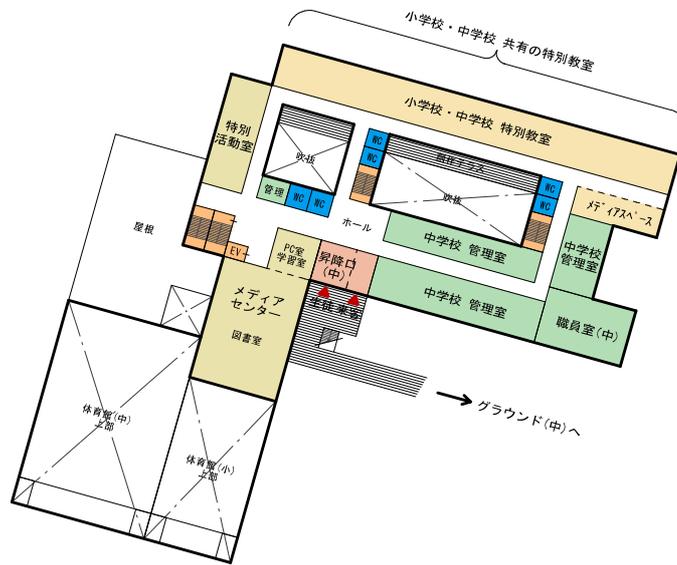
(2) 基本計画平面案

■ 中廊下型 ロの字型プラン

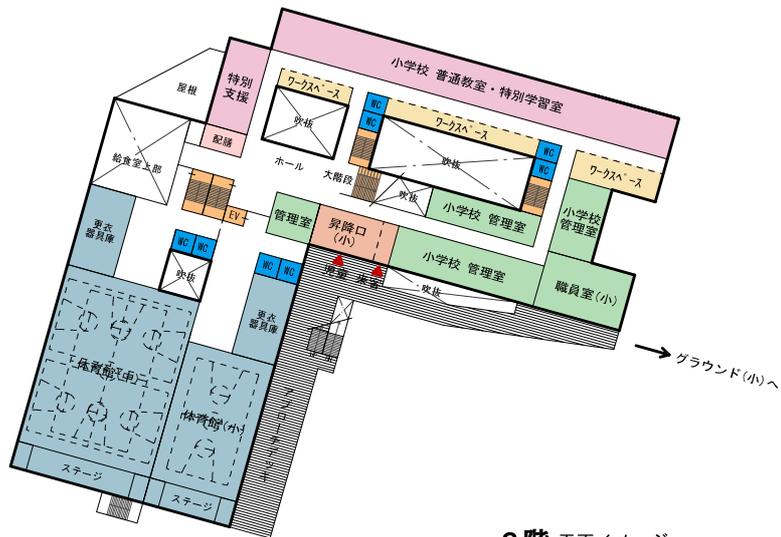
- ・中庭を中心としてロの字型に諸室を配置します。
- ・1～2階を小学校エリア、3階を共用エリア、4階を中学校エリアとして計画します。
- ・昇降口は高低差のあるグラウンドのレベルに合わせ、小学校は2階、中学校は3階に計画します。



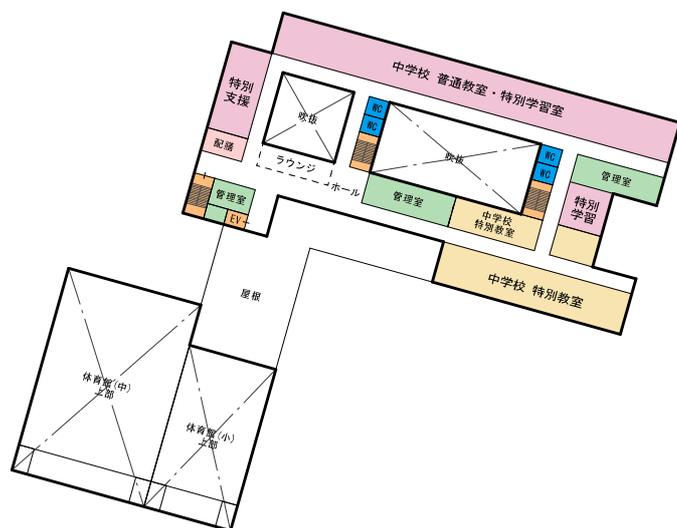
配置 および 1階 平面イメージ



3階 平面イメージ



2階 平面イメージ



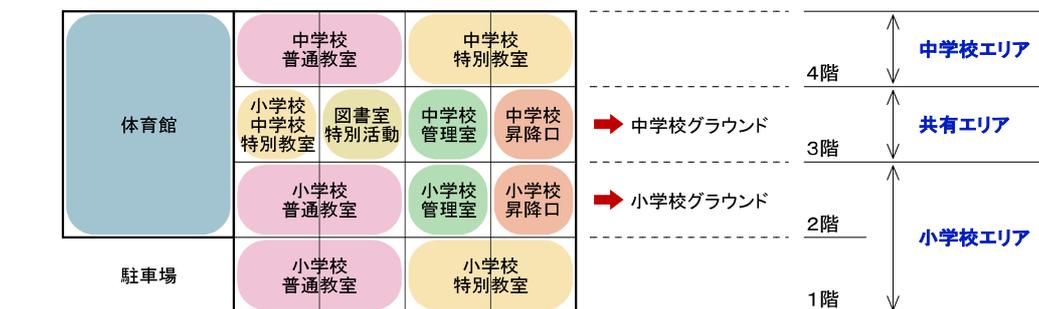
4階 平面イメージ

4-5. 断面計画の検討

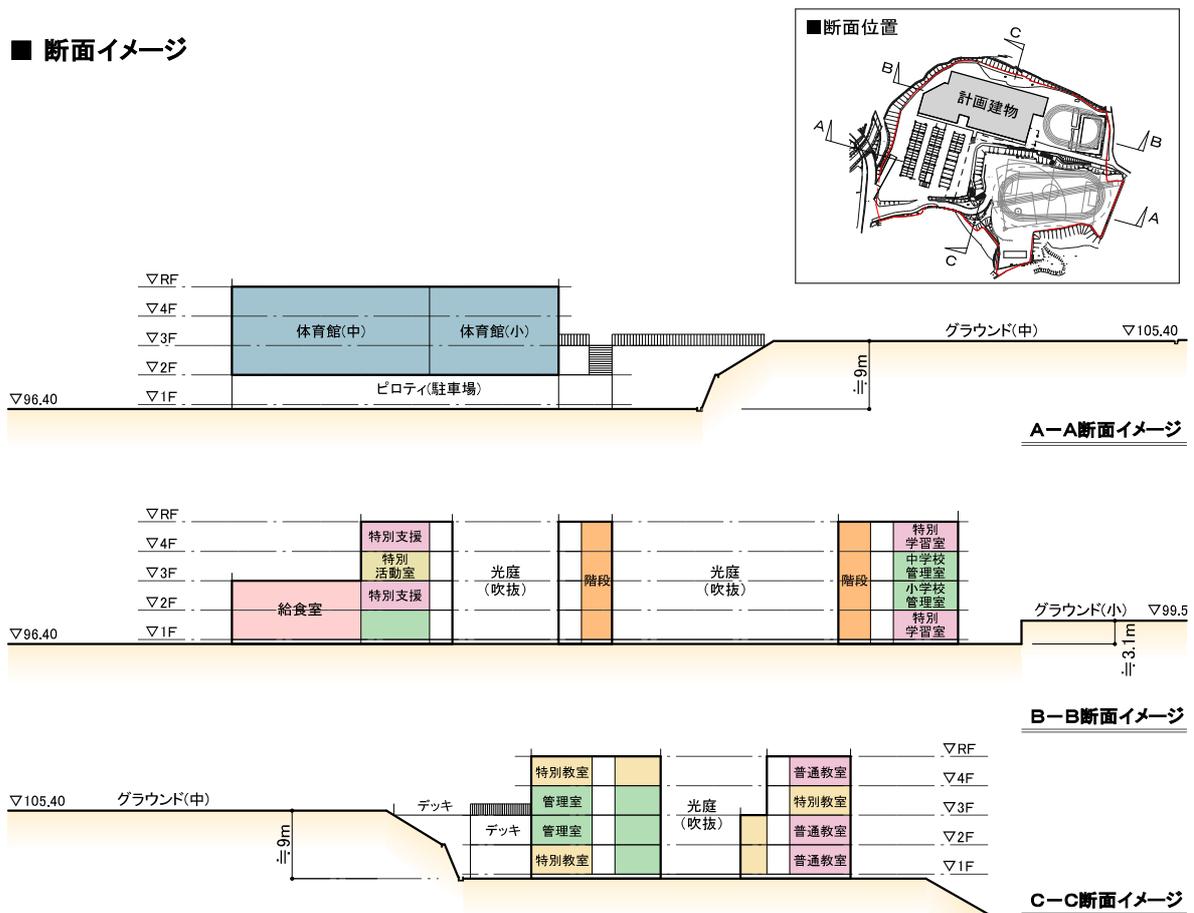
(1) 基本計画断面案

■ 小学校・中学校 階層分離型

- ・小中学校のエリアを階層で分けることにより、授業時間の違いによる騒音やチャイム等の問題に対応できる計画とします。
- ・3階を共有エリアとし、特別教室を共有することで施設をコンパクト化できる計画とします。
- ・昇降口は高低差のあるグラウンドのレベルに合わせ、小学校は2階、中学校は3階に計画します。



■ 断面イメージ



4-6. 構造計画の検討

(1) 構造計画の基本方針

■ 安全性能（災害からの安全性の向上）

- 本建物は、児童・生徒等が学習生活等の場として1日の大半を過ごすだけでなく学校開放時や緊急の災害時に地域住民等が利用することも考慮し、十分な安全性を確保するように計画します。
- 地震等の災害後、構造体等の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるよう、構造上、十分安全な計画とします。
- 多様な学習内容・学習形態に対応する上で必要とされる学校固有の空間の構築に対し、十分安全な構造を計画します。

■ 耐久性能（地球環境に配慮した長寿命建築）

- 経年に対する十分な耐用性を確保することができるように計画します。
- 環境条件による影響に対し十分な耐久性を確保することができるよう計画します。
- 将来の施設機能の変化に対応するため、構造体の耐久性を高め、内部区画・仕上げ等の部分については、将来の改修、変更を許容し得るよう構造体と分離し、適切な耐久性を持つ建物として計画します。

■ 上部構造の設計方針

- 建物形状は、変形・ねじれ・力の集中等を生じさせないよう構造的に均衡のとれた形状を目指します。
- 構造的な均衡、将来の室機能及び設備の変動等に留意し、階高及びスパン割を適切に設定します。たわみや振動などを生ずることがないように梁の配置及び床版の面積を適切に設定し、必要な部材断面を確保します。

耐震性能の目標	保有すべき性能
大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることとし、人命の安全性確保に加えて機能確保が図られていることとする。	耐震安全性の分類 = II類 重要度係数 I = 1.25

■ 非構造部材《官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年版）により検討する。》

A類	大地震動後、災害応急対策活動や被災者の受け入れの円滑な実施、又は危険物の管理のうえで、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られています。
----	---

■ 基礎構造の設計方針

- 基礎は、敷地の地盤構造を十分に理解し上部構造を支持すると共に、地震時の水平力においても十分な耐力があるように計画します。
- 施工は、周辺への影響等に十分留意し、低騒音・低振動の基礎工法を計画します。また環境にも考慮した工法で計画します。

4-7. 設備計画の基本方針

(1) 設備計画の基本方針

■ 環境・省エネルギー性

- エコスクールの概念を取り入れた自然と共生できる設備とするとともに、高効率機器等の採用により環境負荷低減が可能となる設備を計画します。

■ 信頼性および安全性

- 建築設備耐震設計・施工指針に基づいた計画とするとともに、シックハウス対策やユニバーサルデザイン器具の採用等を計画します。

■ 維持管理の省力化および経済性

- メンテナンスやリノベーションを考慮した設備システムおよび設備スペースの確保を計画します。

■ 災害時における機能継続性

- 災害時地域の避難所となる学校施設として必要な設備を構築します。

(2) 電気設備計画

受変電設備、幹線設備、動力設備、太陽光発電設備、電灯・コンセント設備、電話設備、校内 LAN 設備、放送設備、電気時計設備、テレビ視聴設備、監視カメラ設備、防犯設備、防災設備

【整備方針】

- 1) LED 照明のシステム制御により、省エネと簡便な保守管理を実現します。
- 2) 共用部・トイレ等照明の人感センサー点滅制御、教室照明の昼光利用制御等を検討し、照明エネルギーの縮減を図ります。
- 3) 太陽光発電 + 蓄電池システムの採用を検討し、自然エネルギーの有効利用と災害時電力の確保ができる計画の検討を行います。
- 4) GIGA スクールに対応した校内 LAN、リスニング試験に対応した放送設備、安心安全な教育環境をサポートする監視カメラ設備等、運用面に配慮した電気設備計画を行います。

(3) 機械設備計画

空調設備、換気設備、自動制御設備、衛生器具設備、給水設備、排水設備、給湯設備、消火設備、厨房器具設備

【整備方針】

- 1) 空調機器（エアコン）および給湯機器（温水器）は高効率機種を採用し、環境負荷低減を図ります。
- 2) 維持管理が容易な汎用機器を採用するとともに、機器更新費の低減を図ります。
- 3) 自然エネルギーの利用策として、吹き抜け部を利用した自然換気・通風が可能となる設備や雨水利用設備の採用を検討します。
- 4) デマンド制御を具備した空調機集中リモコンを採用し、ランニングコストの低減を図ります。
- 5) 節水型器具を採用するとともに、大小便器については、清掃と更新が容易となる壁掛型器具とします。
- 6) 災害時におけるインフラ途絶時の対応として、飲料水の確保やマンホールトイレの設置を検討します。

4-8. その他の検討

(1) 地域利用・コミュニティスクールについて

体育館開放等の社会体育への利用に加え、ランチ・交流スペース等の地域開放も考慮した施設構成とします。またコミュニティスクール（保護者や地域の方々の学校運営への参加）の推進にも配慮した室を配置し、地域とのつながりを意識した計画とします。

- ・地域開放エリアに PTA 関係室を設置
- ・開放区画が可能なゾーニング（区画間仕切りの設置）計画
- ・地域利用玄関の設置



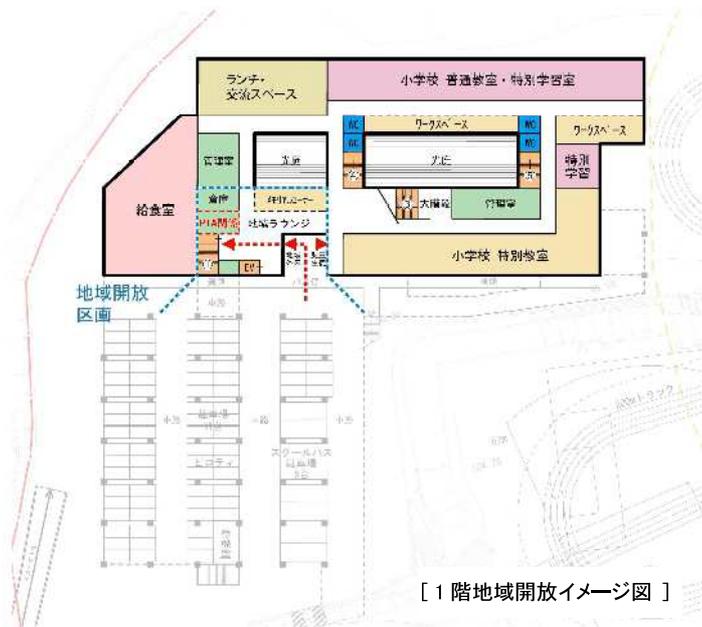
[2階地域開放イメージ図]



[区画間仕切りのイメージ]



[PTA関係室のイメージ]



[1階地域開放イメージ図]



[地域ラウンジのイメージ]



[地域開放玄関のイメージ]

※現段階での想定であり、設計時の調整事項となります。

(2) スクールバスの運営方針について

スクールバスの運営方針については、今後の検討事項となりますが、本計画では開校時の児童・生徒数から想定される最大台数を想定の計画台数とし、スクールバスの待機場所（駐車場）を確保するものとし、現段階の想定台数であり、設計時の調整事項となります。

■最大のスクールバスの想定台数について

- ・使用するバスは現添田中学校で使用しているバス（29人乗）で検討を行います。
- ・小中学校で同乗しない方針で検討します。
- ・添田小学校校区の児童についてはスクールバスの対象としません。

○小学校

	令和7年 (開校時)	令和8年 (見込み)	令和9年 (見込み)	令和10年 (見込み)	児童数から スクールバスの 必要台数を算出	想定台数 (台)
津野小学校	9	9	9	9		→
中元寺小学校	34	25	24	19	2	
落合小学校	15	19	21	20	1	
真木小学校	53	47	47	46	2	
添田小学校	211	182	162	135	—	
合計	322	282	263	229	6	

○中学校

現況通り、津野地区に1台、英彦山地区に1台の計2台を想定。

以上より、本計画では小学校・中学校を合わせて、最大8台と想定し、計画を行います。

(3) 廃校跡地の活用について

小学校統合後の廃校跡地の活用については、今後地域住民の方々の御意見等を伺いながら、十分な協議を行っていく必要があります。

本計画では他の事例を提示することで、今後の検討の参考資料とします。

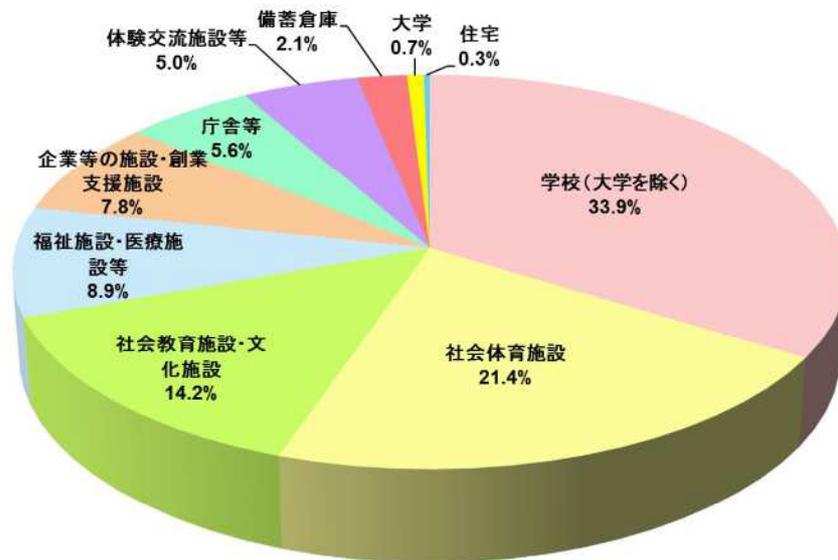
■ 全国の公立小・中・高等学校等における廃校後の主な活用用途

○ 公立小・中・高等学校等における用途別の廃校活用の割合

文科省により、公立小・中・高等学校等を対象とした廃校活用実態調査が行われています。H28年度における全国の廃校活用用途の割合を下記に示します。

廃校活用の用途別の割合は、学校（教育・研究拠点等）、社会体育施設（スポーツセンター等）、社会教育施設（公民館、生涯学習センター等）が多くを占めており、次いで福祉施設などの用途となります。

他の学校機能へと転用する事例も多いですが、教室等の単位空間が規則的に並ぶ空間構成を応用した活用事例も多くみられ、研修や宿泊施設への活用が挙げられます。また、体育館等の施設もイベント等に積極的に活用されています。



廃校後の主な活用用途

[平成28年 文科省「～未来につなごう～「みんなの廃校」プロジェクト」(パンフレット)より]

■ 福岡県内における廃校活用の事例

○ 参考事例 1：尾久保研修所「みんなの館」

研修会や合宿、キャンプなどのイベントに対応できる施設へと活用されています。



場所：福岡県八女市
 運営：社会福祉法人こぐま福祉会
 用途：療育施設
 活動：イベント、研修



○ 参考事例 2：西友枝体験交流センター「ゆいきらら」

スポーツクラブの合宿や農産物の販売、自治会活動の場として活用されています。



場所：福岡県築上郡上毛町
 運営：西友枝体験交流センター運営委員会
 用途：交流拠点施設
 活動：宿泊、体験イベント



(4) 省エネルギー・環境学習機能について

■ 施設面での環境負荷低減について

- ・ 庇による日射遮蔽や建物の高断熱化、自然エネルギー利用を組み合わせることで、快適な学習空間・生活空間づくりを計画します。
- ・ 学校全体に窓や吹抜けを多く設け、場合によっては、ハイサイドライトやトップライトにより、自然採光を多く取り入れ、光に包まれる気持ちのよい学校とします。
- ・ 外壁の高断熱化や複層ガラスの採用、屋上の断熱防水等の採用を検討し、建物外皮性能の向上を図ります。
- ・ センサー照明や LED 照明、節水型器具等の高効率機器を採用を検討します。

■ 運営面での環境負荷低減について

- ・ 自然換気、自然採光を促進するとともに、添田町の豊かな自然の力を利用した環境負荷低減を図ります。
- ・ 雨水等の再生利用可能な資源の活用を検討し、環境負荷低減を図ります。
- ・ 調光制御や人感センサー、節水バルブ、居住域空調等、省エネルギー設備を導入を検討します。

■ 教育面での環境負荷低減について

- ・ 学校内の各所に環境配慮内容を紹介するエコパネル等を設置することで、学校全体が環境学習の教材として機能する計画を検討します。
- ・ 太陽光発電パネルの発電量や学校の消費電力を昇降口に隣接したホール等に表示させることで、環境負荷低減の効果を児童・生徒達が日常的に体験できる計画を検討します。

(5) 内装木質化について

校舎内の内装は積極的に木質化により木の温もりのある教育環境として整備するとともに、地域産木材や県産木材の活用を図ります。

■ 内装材を木質化したイメージ



[図書室]



[普通教室]



[ランチ・交流スペース]



[木材を用いたサイン計画]

(6) 防災性・避難所機能強化について

計画敷地の添田中学校は洪水時の避難所に指定されていますが、敷地の一部が土砂災害警戒区域内となっています。土砂災害への対策を考慮しつつ、避難所としての活用を検討します。

○地域の避難所となる学校施設として、校舎の建設位置をはじめ、体育館など各施設との連携強化を図った配置計画の検討を行います。

○「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備について」(文部科学省)より、災害発生時から学校機能再開時まで4つの期間に分類し、避難所として学校施設に必要とされる整備項目に配慮した計画を行います。

○大地震後も構造体が大きな補修をすることなく建物を使用できる耐震性を確保する計画とします。(耐震安全性Ⅱ類※建築基準法の1.25倍)

社会的状況	応急避難場所機能	求められる機能	本提案での考え方
① 救命避難期 (発生直後～避難)	・児童生徒の安全確保 ・地域住民の学校への避難	・広く安全な 一時避難場所 ・分かりやすい動線	・明快な動線計画による 避難経路の確保 ・アクセスしやすい 短く単純な動線計画
② 生命確保期 (避難直後～数日程度)	・応急避難場所の 開設・管理運営	・基本的生活条件の確立 ・救助物資の仕分・分配	・対策本部、防災倉庫、 保健室、体育館などと 連携する配置計画
③ 生命確保期 (発災数日後～数週間程度)	・自治組織の立上げ ・ボランティア活動	・炊き出しへの対応 ・高齢者・障害者・ 乳幼児などへの対応	・避難者の需要に合わせた 部屋の用途転用
④ 学校機能再開期 (発災数週間後～数か月程度)	・学校機能の再開 ・仮設住宅の建設	・学校機能と交流館 機能、避難所機能 の共存	・明快なゾーニング ・明快な安全区画

(7) コスト縮減手法の検討

建設工事費やランニングコスト等のライフサイクルコストを低減する方策を検討するとともに、補助金の活用可能性を整理します。

■ イニシャルコストの削減手法

基本計画における配置計画や平面ゾーニング案の策定において下記の配慮を行っています。

- 土地形状に応じた校舎の配置計画とし、造成（土の切盛）を最低限に抑えた計画としています。
- 校舎の平面構成は極力中廊下型を採用し、整備面積の効率化を図っています。
- 校舎の形状は凹凸を避けたシンプルでコンパクトな形状とし、外壁面積を抑えた経済的な建物形状となるよう配慮しています。

設計時において下記のような汎用品建材の利用や工期短縮工法の採用等により、建設コストの削減に努めることとします。

- △ 直接基礎の採用
- △ ピット範囲を最小化
- △ 鉄筋付デッキスラブの採用
- △ 既製品、規格品の採用 等

コスト縮減手法の検討については下記の方針とします。

- ：採用もしくは積極的な採用に努める
- △：コストを考慮した設計時の検討課題とする
- ×：採用しない

■ ランニングコストの削減手法

省エネルギー設備や再生可能エネルギーの活用を図ることで光熱水費の削減に努めます。
また長寿命な建材の採用等により維持管理費の削減に努めます。

○ 自然採光・自然通風の促進

…中庭や吹抜けの設けた平面構成により校舎全体に自然採光と自然通風が得やすい計画と
しています。

…ランニングコスト：算出不可（学校の消費エネルギーの7割を占める照明電力の削減が
可能で効果が大きい）

○ 太陽光発電による電力創出

…ランニングコスト：年間電気料金 14 万円程度を削減（10KW 想定）

ただし 10 年程度でパソコンの更新費用が発生

○ LED照明の採用

…ランニングコスト 従来HF蛍光灯に比べ電気料金 700 円/m²程度の削減効果あり

△ 雨水利用（中水利用）

…雑用水（トイレ洗浄水及び緑地散水）を雨水から活用

…イニシャルコスト：地下水槽築造、ろ過装置や中水槽等の設備機器の設置が必要
また別途機械室必要（約 30 m²で+1000 万円）

…ランニングコスト：年間水道料金 30 万円程度を削減 ただしろ過装置交換等により年間
20 万円程度の維持コストが発生

× 地熱利用空調

…空調熱源の一部に利用

…イニシャルコスト：さく井工事、熱源利用設備、空調機の設置コストが必要

…ランニングコスト：下記方式で電気熱源空調と比較し 100 万円/年程度の削減効果あり

△ 地熱利用換気（クール&ヒートピット）

…夏季はピットの冷気、冬季は吹抜上部の暖気をランチルーム等の給気（0A）に導入

…イニシャルコスト：ファン・ダクト・フィルターの設置

…ランニングコスト：算出不可（快適性の向上が目的）

○ 自然換気窓

…吹抜や階段室上部に設置

…ランニングコスト：算出不可（快適性の向上が目的）

※ここで示した削減手法は基本計画における配慮事項であり、設計時において採用の要否を決定し光熱水費、維持管理費の削減に努める必要があります。

またコスト算出に当たっては過去の実績を参考としており、削減効果について設計時の再検証が必要となります。

コスト削減手法の検討については下記の方針とします。

○：採用もしくは積極的な採用に努める

△：コストを考慮した設計時の検討課題とする

×：採用しない

(8) 補助金等の活用について

本件において活用が考えられる負担金・交付金事業を示します。負担金・補助金の申請にあたっては、担当部署に事前相談を十分にしておくことが必要となります。

■ 公立学校施設整備に係る国庫補助について

- 学校教育の機会均等の確保と水準の維持向上を図るため、国は法令に基づき「負担金」及び「交付金」により公立学校建物の施設整備に要する経費の一部を国庫負担・補助しています。このうち「負担金」については法令で、「交付金」については交付要綱で対象となる事業が定められており、今回の添田町の事業においては、以下のように考えられます。

1. 負担金対象事業

1) 対象事業

小学校の統合校舎・屋内運動場の新增築については対象事業となります。
したがって、原則 1/2、過疎地域 5.5 / 10 となります。

2) 整備資格面積（国庫補助面積）

「学級数に応ずる面積」－「統合校の保有面積」＝「整備資格面積」

上の式で算出されますが、「学級数に応ずる面積」については、学級数をいつの時点で算出するかが重要となります。また、令和 3 年度政府予算案に「35 人学級の計画的整備」が盛り込まれるため、制度改正に注意が必要となります。

なお、今回は現存する中学校等の校舎の一部を統合校の校舎として使用しないため、「統合校の保有面積」は「0 m²」となります。

3) 負担金の算出

負担金の算出は、以下のように行います。

「国庫補助面積」×「1 m²当たりの建築単価」＝「工事費」

（「工事費」＋「事務費」）× 「負担割合」＝「国庫負担額」

2. 交付金対象事業

交付金の交付を受けようとする場合は、国の定める「施設整備基本計画」に即した添田町の「施設整備計画」の策定が必要となります。

今回の計画で関係のある交付金事業については、以下のようなものが考えられます。これらをどのように負担金事業に繰り入れていくかは県等の担当部署との打合せとなります。

① 学校体育諸施設整備事業

学校体育諸施設の整備事業に対し交付金を交付するもの。

○ 交付金算定割合 1/3

② 学校給食施設整備事業

公立の義務教育諸学校等における学校給食施設の整備に要する経費の一部を補助するもの。

○ 交付金算定割合 1/2

なお、今後、給食施設の空調設備の補助対象化、バリアフリー化工事の補助率の引き上げなど補助内容が変更する場合についても、担当部署との協議が必要となってきます。

3. その他

① エコスクール・プラスの認定

この事業は、関係省庁（文部科学省、農林水産省、国土交通省及び環境省）が連携して、環境負荷の低減を図るとともに、環境・エネルギー教育の教材として活用でき、地域の環境・エネルギー教育の発信拠点となる学校施設の整備を推進するものです。

例えば、文部科学省の事業でエコスクール・プラスの認定を受けた場合は、以下のような支援措置があります。

○支援措置対象事業：①エネルギー消費量を削減する事業

（「太陽光発電型」、「省エネルギー・省資源型」等）

②木材を利用する事業

（「木材利用型」：認定を受けて内装木質化を行うなど）

○支援内容

： a.補助単価の加算：配分基礎額に 2.5%の加算

b.補助面積の加算：必要面積の 20%を上限として
必要な設備室等の面積を加算。

4. 負担金・交付金のスケジュール

工事予定年度の前年 5 月頃に実施される建築計画調査（6 月調査）に確実に登録しておく必要があります。（例えば、2022 年事業の場合は 2021 年 6 月調査。その後、2022 年度の負担金事業の場合、2022 年 4 月以降、認定申請書を提出して負担金の交付決定に進んでいくこととなります。）

また、エコスクール・プラスについては、通常、2022 年 1 月早々募集が行われ、2022 年 1 月末までにエコスクール・プラスの認定申請（エコスクール・プラス計画書の提出）を、2 月末までに事業計画書の提出を行うこととなります。

なお、統合による廃校予定の校舎等の有効活用についての補助制度、校舎等を解体する場合などの地方債該当などについては、今後、担当部署と協議していくことが必要となります。

第5章 概算工事費及び事業スケジュール

5-1. 概算工事費について

※基本設計・実施設計・工事監理等は除く。

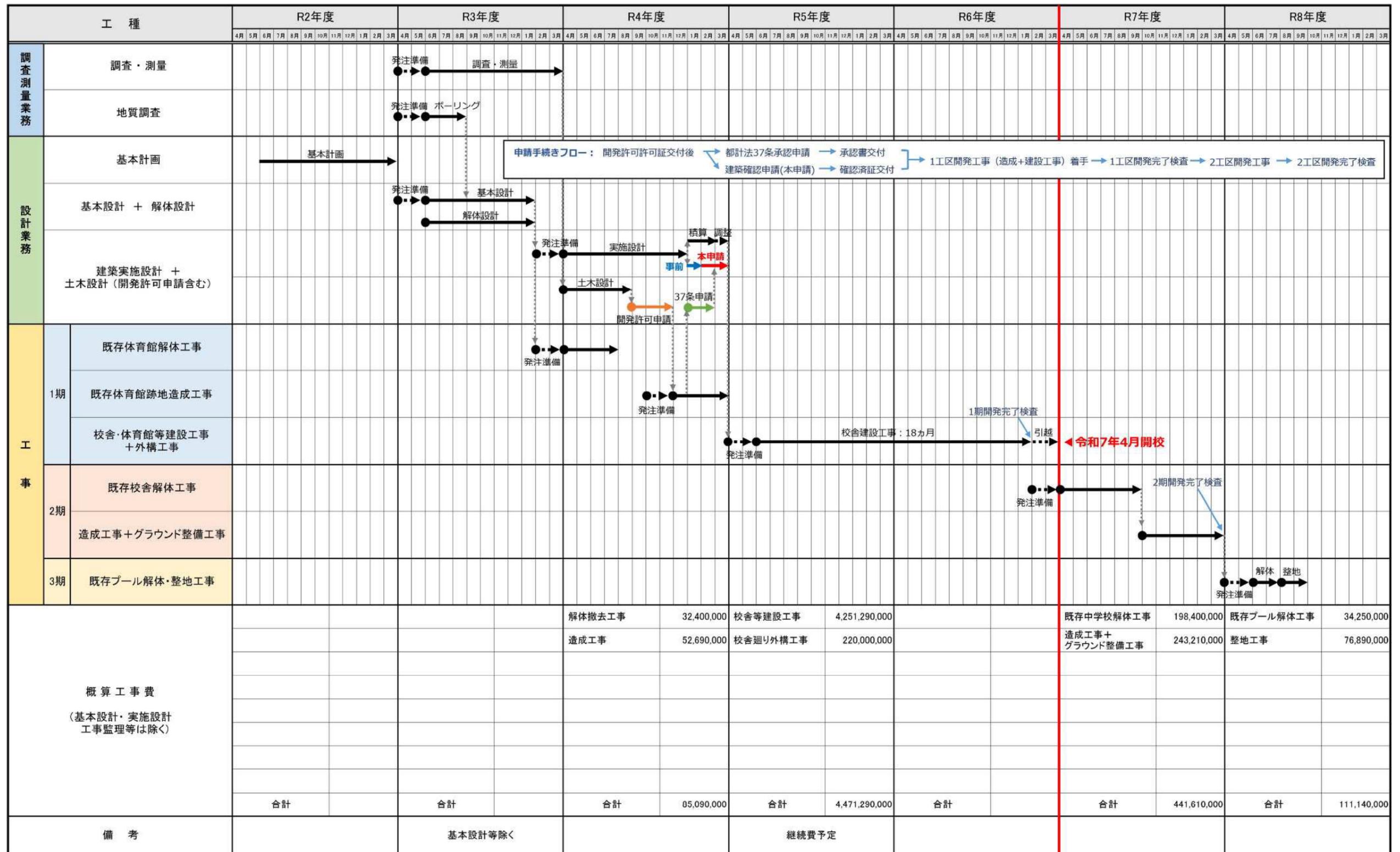
工期	工種	摘要	計画面積 (㎡)	単価(円)	概算工事費 (円)	備考
1期	解体	既存体育館解体撤去	800	28,000	22,400,000	
		雑物解体撤去	2,000	5,000	10,000,000	舗装、排水、困障等
		①解体撤去費 計			32,400,000	
	造成	造成・整地工事		1式	52,690,000	
		②造成工事費 計			52,690,000	
	建設	校舎・屋内運動場	14,450	280,000	4,046,000,000	
		給食施設	480	340,000	163,200,000	
		付属施設	—	1式	42,090,000	駐輪場、プロパン庫、ゴミ置場、 屋外倉庫、体育倉庫、屋外便所
		③建設費 計			4,251,290,000	
	外構	校舎廻り外構工事	10,000	22,000	220,000,000	
		④外構工事費 計			220,000,000	
		1期工事(①+②+③+④) 合計				4,556,380,000
	2期	解体	既存中学校校舎解体撤去	5,300	28,000	148,400,000
雑物解体撤去			10,000	5,000	50,000,000	舗装、排水、困障等
①解体撤去費 計					198,400,000	
造成		造成・整地工事		1式	89,210,000	切土・間知擁壁・側溝等
		グラウンド整備	7,000	22,000	154,000,000	舗装、排水、困障等
		②造成+グラウンド整備 計			243,210,000	
2期工事(①+②) 合計				441,610,000		
3期	解体	既存プール解体撤去	750	31,000	23,250,000	附属棟含む
		雑物解体撤去	2,200	5,000	11,000,000	舗装、排水、困障等
		①解体撤去費 計			34,250,000	
	整地	造成・整地工事		1式	11,990,000	プール跡盛土転圧
		グラウンド整備	2,950	22,000	64,900,000	舗装、排水、困障等
		②グラウンド整備 計			76,890,000	
3期工事(①+②) 合計				111,140,000		
総合計(1期+2期+3期)				5,109,130,000		

注1)単価は、諸経費・消費税込金額となり過去実績によります。

注2)造成工事内容が未確定であるため、金額の変動があります。

注3)アスベスト含有材撤去・処分等の特殊工事は含みません。

5-2. 事業スケジュールについて



5-3. 基本設計に向けた課題点の整理

子どもたちや地域の方々が安全・安心、快適に利用できる学校環境づくりを行っていくため、策定協議会において、様々な意見や要望が挙げられた課題点等を整理し、引き続き、検討・協議していく内容を下記に示します。

- ・プールの設置については、授業時数、維持管理、設置費用、敷地面積などの点から判断し、計画敷地外としていますが、プール授業を行わないものではありません。既存のプール改修、他施設の利用、代替授業等について検討し対応していきます。
- ・放課後児童クラブについては、学校と一体となった場合の運営や管理の問題、別棟とした場合の敷地面積の問題から計画敷地外としています。設置場所や運営方法等については、今後、町担当部局が主体となって協議・検討していきます。

■ その他引き続き検討していく課題点について

- ・スクールバスの運用と台数設定
- ・校舎建設時に利用できる屋内、屋外運動場の確保
- ・廃校跡地の活用
- ・保護者送迎対応
- ・小中学校における管理諸室の共用化
- ・安全性や快適性・経済性を踏まえた更なる施設規模のコンパクト化
- ・維持管理等のライフサイクルコスト縮減の実現に向けた考え方
- ・開発許可申請に向けた準備（土地権利者同意書など）
- ・造成計画等

5-4. 開校時期について

基本計画策定後は、開校に向け、保護者、地域代表、学校関係者などによる開校準備協議会（仮称）を立ち上げ、校名、校章等の事項に対し意見を聞きながら進めていきます。開校の時期については、令和7年（2025年）4月を予定しています。

